

## 令和2年 第1回 東彼杵町議会定例会会議録

令和2年第1回東彼杵町議会定例会は、令和2年3月10日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	橋村 孝彦 君	10番	森 敏則 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	森 隆志 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	欠 席
水 道 課 長	氏福 達也 君	ま ち づ くり 課 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記 辻	由美子 君
--------	---------	-------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 一般質問

6 散 会

## 開 会（午前 9 時 28 分）

### ○議長（吉永秀俊君）

皆さんおはようございます。定刻となりましたのでただいまから会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 1 回東彼杵町議会定例会を開会します。

なお、新型コロナウイルス感染による緊急事態でありますので、質問時、答弁時のマスクの着用を許可します。また、税財政課長が確定申告中のため欠席いたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから諸般の報告をします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配布をしておりますので朗読は省略いたします。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に配布されておりますが、朗読は省略いたします。

次に、浦議員、尾上議員、林田議員から市町村アカデミー研修報告書が提出されておりますが、提出者の報告は省略し、配布のみとします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。浪瀬総務厚生常任委員長。

### ○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。総務委員会調査報告書。

本委員会において、所管である総務課に関する調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定により次のとおり報告します。

## 記

### 1 調査年月日

令和 2 年 2 月 27 日から 28 日

### 2 調査事件

演習場を抱える自治体に係る補助事業について（九州防衛局）  
熊本市広域防災センター及び益城町の震災遺構視察

### 3 場所

福岡市、熊本市

### 4 調査結果

九州防衛局においては、本町は南東部に大野原演習場を抱え、防衛省の補助事業で過去にも道路網や水路の整備、また、溜池の浚渫・堤体工事、更には消防自動車の配備など多くの事業を実施して頂いているが、逼迫する財政の中で、更に本町に見合う事業等がないものか伺った。大きな視点に立つての町有地の有効活用の問題や演習場周辺住民の長年の要望を伝えるとともに、今後、町の計画や方針における有効手段を検討し陳情する必要性を認識した。

熊本市広域防災センターでは、2016 年 4 月 14 日と 16 日に発生した地震による熊本城（前日視察）の被災状況説明や、熊本市全体の体験を通じての生々しい状況説明を受け、有事の際に自分にできること、また助け合うことなど、人と人とのコミュニケーションがいかに大切であるかということを学んだ。他にも地震体験コーナーや台風コーナーで模擬的に体験することが

できた。熊本市で最も被害が大きかった益城町では、断層がおきた3か所を視察し、自然災害の甚大さを痛感するとともに、事前の備えがいかに重要であるかということを変更して認識した。また、ある地区では高齢者の日頃の生活状況を把握していたため、素早い救助活動によって一人の死亡者も出さなかったとのことである。

近年は、全国的に甚大な自然災害が多発しているため、それらに対する予備知識や啓発等を地域全体で考えていくことや、更には自分の命は自分で守るということの大切さを改めて認識した。

#### ○議長（吉永秀俊君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。口木産業建設文教常任委員長。

#### ○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

委員会調査報告書。

本委員会において、所管である農林水産課に関する調査を実施したので、会議規則第76条の規定により、次のとおり報告します。

#### 記

##### 1 調査事件

- (1) 熊本県天草市役所において、高齢化・少子化における農業地域の活性化対策について
- (2) 熊本県玉名市役所において、玉名市で実施されているICTを活用した大型捕獲檻によるイノシシ捕獲について

##### 2 調査年月日

令和2年2月13日・14日

##### 3 調査内容及びその結果

(1) 天草市役所において、天草市議会古賀源一郎議長の挨拶の後、市議会事務局長連尾則昭氏、地域振興部地域政策課長山本洋介氏、経済部農業振興課原田慎二係長ほか担当職員からの説明を受けた。農業従事者の高齢化・少子化に向けた移住・定住コーディネーターの活動に関する取り組みとして、「NPO法人グリーンライフあまくさ」を立ち上げ、就農・就漁支援や移住相談会、天草暮らしの情報発信、移住イベントの開催など、過疎化・高齢化・少子化の解消に努められている活動の内容説明があった。そのあと、現場に移動して、NPO法人の一員である桂木誠志氏の実家の納屋を改築し「呼群堂（こむらどう）」という古民家風の別棟を建て移住体験や修学旅行の農家民泊として活用されている民家を見学した。母屋では母親と同居され、荒れた田畑を5年がかりで整備をし、無農薬で水稻栽培をされていて、四季折々の行事や祭り事にも喜んで参加されていた。

2件目は、NPO法人のもう一人の方が管理されているお試し住宅を見学した。短期滞在型（概ね1泊から2週間以内）と長期滞在型（概ね1か月から1年以内）ということで利用されていた。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用して農村レストラン、特産品加工所、耕作放棄地を整備して協同農場として活用していたが、現在では利用者も少なく閉鎖状態であった。NPO法人の活動も10年目を迎え、施設の老朽化や厳しい財政面等を踏まえ、

今年度で市のほうに譲渡する予定でいるとのことであった。短期滞在型・長期滞在型も天草の穏やかな海に面してロケーションとしては素晴らしいものだと思いますが、貸農園も借り手がなく荒廃しており、継続することの大変さが伝わってきた様な気がしました。

(2) 2日目は熊本県玉名市役所において、松本留美子玉名市議会事務局長の挨拶の後、松野和博市議会事務局課長補佐、事務局の入江光明氏、そして農林水産政策課の杉森主事からスマート農業についての説明がありました。説明の中で捕獲対象の種類は本町と変わりはないように思えたが、夜に養殖ノリをカモが食い荒らす被害が意外に大きいと思いました。取り組みとして荒尾玉名地域の2市4町が共同して、被害防止計画の担当者会議を毎年開催しているとのことでありました。

イノシシが増えた要因としては、ミカンの生産過剰と価格低下のため、離農と耕作放棄地の増加によるものとのことである。イノシシも増加傾向にあり、電気柵や、WM柵も設置したが被害が減らなかった。それまであった囲い罫を撤去しなければならなくなったことや、イノシシ被害が減らないという地域の訴えを鑑み、国の補助も受けられることもあって、大型捕獲罫を導入した。

ICTを活用するに至った理由として、その地域で管理していただく予定のハンターが高齢であり、人数も少なく、罫の見回り等にかかる負担が大きいと思われたためである。メリットとして、確認に行く回数が減りハンターの負担を軽減できた。カメラを確認して罫の中を確認できる。罫を学習したイノシシを生み出させない。クズミカンの捨て場として活用。

デメリットとして、電子端末が必要で利用者側のスマホやパソコンの利用が前提となり、端末の費用が高い。また、悪天候によるカメラの脱落、浸水など周辺環境が悪化しても移動できない等。平成27年に2基、28年29年にそれぞれ1基導入したが、現在まで70頭の捕獲にとどまっている。1基設置するのに約270万円必要であり、大きさは7m×20mほどである。補助がらみであるため14年間はその場所から移動できない。実際に現場まで移動して確認したが、ある程度平坦な場所も必要であるように思われた。補助対象期間が経過して移動したくてもよほどの理由がない限り移動出来ないということであった。もし移動できたとしても相当な労力と費用が掛かる気がした。

当町でも数年前計画があったと聞き及んでいますが、そのような理由等により、本町は断念されたものと感じました。

#### ○議長（吉永秀俊君）

以上で、産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

#### ○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。本日、ここに令和2年第1回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、ご健勝にてご出席賜り定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

今議会におきましては、条例制定や一部改正 16 件、負担付贈与の受入れ 1 件、令和元年度補正予算 4 件、令和 2 年度当初予算 9 件、専決処分の承認 1 件をお願いをいたしております。何卒、慎重にご審議の上適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、行政報告の主なものについて説明をいたします。

昨年 12 月 18 日に、中岳地区の行政懇談会を実施いたしまして、現在 18 地区終わっていますが、新型コロナウイルス感染症の発生により中断をいたしているところでございます。

令和 2 年 1 月 10 日、県知事へそのぎ茶 3 年連続日本一の受賞報告を行いました。農林水産大臣賞を受賞されました中山雄太さんが淹れられたお茶を中村知事に飲んでいただき、甘くて美味しいという感想をいただきました。

1 月 27 日、福岡防衛局へ出向き、局長、次長さんが新しく就任されておりましたので、ご挨拶と事業等の要望に出向いております。

次に、2 月 4 日でございますが、樋口地区の中島貞則様が、イチゴの新品種の導入や、長崎県イチゴ部会副会長として販路拡大等に尽力されましたことの功績が認められ、黄綬褒章を受章され、その記念祝賀会が行われております。

2 月 16 日、淡路人形座公演が行われ、町内外から約 300 名の方に鑑賞いただきました。その公演の中で、そのぎ茶の日本一 4 連覇を祈念していただき、大変好評でございました。

2 月 21 日、3 月 2 日、3 月 6 日に新型インフルエンザ等対策本部会議を開き、緊急事態宣言後、すぐに対応できるように態勢をとっています。

3 月 5 日、フランスパリで行われた日本茶コンクールで、有限会社西海園の二瀬様が、129 点の出店の中で金賞、銀賞、銅賞の全てを部門ごとに受賞されております。この審査は、有名ホテルの総料理長のほか日本茶に触れる機会の少ない一般のフランス人まで幅広い層が審査をされ、一緒に食べる料理やお菓子との相性が重視されるとのことでした。西海園様は、先のそのぎ茶シェイクが世界緑茶大会で金賞を受賞されたのに続いて入賞ということになります。小さな町の大きな特産品として世界にそのぎ茶を PR していただき感謝申し上げます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これで、町長の行政報告を終わります。

それでは、これから議事に入ります。

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、9 番議員、橋村孝彦君、10 番議員、森敏則君を指名します。

## 日程第 2 会期の決定

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、3月10日から3月19日までの10日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間に決定しました。

### 日程第3 一般質問

○議長（吉永秀俊君）

日程第3、一般質問を行います。質問形式は一問一答方式。質問時間は執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明解をお願いします。順番に発言を許します。はじめに5番議員、大石俊郎君の質問を許可します。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

おはようございます。今回は、通告をしておりました2つのテーマについて質問をさせていただきます。

一般質問を行う前に、傍聴者の皆さんに議員としての重要な役割を紹介させていただきます。

2つあります。1つは、重要な政策を決定すること。2つ目は行財政運営の批判と監視であります。当然その中に町執行部に対して提案も含まれてまいります。その批判と監視の視点から本日は質問をさせていただきます。

第1点、今年度議会定例会等における答弁の進捗状況についてでございます。

(1) 議会定例会2回から

ア、町営バス運行について、路線経路及び運行時間の見直しについて実施していく方向と答弁をしておられました。その見直しは実施をされたのでしょうか。

イ、町長の公約事項の一つである学校給食費への助成については、当初全額給食費補助と考えていたが、約4000万円の財源が必要であり、町の財政状況からして余裕がない。したがって、例えばイチゴとか肉用牛など地産地消も兼ねて援助していきたいと答弁しておられました。来年度予算に反映された金額はいくらなのでしょうかとこの質問ですが、この件については、来年度予算書において、地産米購入費として270万円が計上されており、町長の登壇での答弁は結構でございます。

ウ、教育長は、昨年2月1日に懲戒処分をされた職員6か月停職処分の懲戒処分、懲戒分限審査委員会を、教育長、総務課長及び会計課長の3名で実施したと答弁をしておられた。その構成員は、法的に適切だったのでしょうか。この答弁は、適切であった適切でなかったの結論だけで結構です。細部については、降壇してから質問させていただきます。

(2) 議会定例会3回から

ア、龍頭泉いこいの広場の指定管理者制度は、今年の1月31日をもって終了しました。今後は廃園を含めて検討していくと答弁しておられました。町のホームページには、閉園いたしましたと出ていました。閉園をいつまで続けていかれる予定なのでしょうか。その時期をお尋ねします。

イ、平成29年3月31日、前町長渡邊悟氏と長映プロジェクト協議会代表森一峻氏との間で交わされた施設等定期賃貸借契約書（ソリッソリッ）の見直し、特に貸付期間5年について見直しの協議は行われたのでしょうか。この件は、総務厚生常任委員会調査報告書においても問題点を提起しております。

(3) 議会定例会4回から

ア、新庁舎建設の方向でいくのか、あるいは現在ある施設を活用した移転（分庁方式を含む）の方向でいくのか、今年3月までには報告を考えていると答弁しておられました。その結論はどのようになったのでしょうか。

イ、来年度、各地区に自由に使って頂く交付金を考えていると答弁しておられました。その交付金の総額の予算はいくら計上され、各地区への交付金額は具体的に決まったのでしょうか。この件についても、来年度予算書において400万円が計上されており、町長の登壇での答弁は結構でございます。ただ、34地区への交付金額一覧表を、私の質問が終わるまで提出をしてください。

ウ、持ち家奨励金制度について、奨励金の額U・Iターン者とそれ以外の者の格差是正を検討すると答弁しておられました。その検討結果はどのようになったのでしょうか。町内業者に建設を委託した場合の変更金額について伺いますという質問ですが、この件についても議案第7号において改正案が提出されております。U・Iターン者とそれ以外の者の垣根を撤廃し、町内業者での新築の場合70万円と宅地取得上限30万円とする改正案が提出されておりますので、町長の登壇での答弁は結構でございます。

次に、大きな2番目の質問でございます。

2、今までの嘱託及び臨時職員制度に代わる会計年度任用職員制度についてでございます。

(1) 募集公告は、いつからいつまで、どのような手段で行われたのでしょうか。この件は、町長部局、教育委員会部局及び給食センターの立場で募集公告を行っておられます。それぞれ答弁してください。

(2) 応募された方は、フルタイム会計年度任用職員（以下フルタイム職員）及びパートタイム会計年度任用職員（以下パートタイム職員）、それぞれ何名だったのでしょうか。この件についても、町長部局、教育委員会部局、それぞれ対応されたことであり、町長、教育長それぞれの答弁を求めます。

登壇での質問は以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、大石議員の質問にお答えいたします。

まず、当面の進捗状況についてアでございます。2月28日、見直しについて意見調整を行い、早

くても7月を改定時期として今後手続きを進めてまいります。

次に(2)に飛びます。龍頭泉いこいの広場でございますが、閉園の期間は未定であります。

次に、イ長咲プロジェクト協議会の件でございますが、協議は行ってきております。

次に、(3)アでございます。これは、新庁舎建設の方向で進めていきたいと思っております。

次に、あとは省略ということでございまして、大きな2に飛びます。

会計年度任用職員制度についてでございますが、時期は、第1回が令和2年1月20日から令和2年1月31日まで行っております。第2回が令和2年2月19日から令和2年3月3日まで行っております。いずれも町ホームページのみでございます。

次に(2)フルタイム職員、これは1名のみです。パートタイム職員は18名であります。以上登壇での説明を終わります。

#### ○議長（吉永秀俊君）

次に教育長。

#### ○教育長（加瀬川哲文君）

大石議員の質問にお答えをいたします。

まず、議会定例会2回から、ウの項目でございます。教育長は、昨年2月1日に懲戒処分された職員6か月停職処分の懲戒分限審査委員会を、教育長、総務課長及び会計課長で実施したと答弁しておられた。その構成員は適切だったのか。適切であったと思っております。

次に、2番目の今までの嘱託及び臨時職員制度に替わる会計年度任用職員制度についてでございますが、教育委員会の方では、教育委員会の事務局に募集公告の時期、令和2年2月6日から令和2年2月25日まで。募集公告手段としては、教育委員会ホームページで募集いたしております。

応募されたフルタイム職員、パートタイム職員それぞれ何名だったのかということにつきましては、応募された方パートタイム職員、これは学校教育指導員でございますが1名。そして、パートタイム職員、応募された方は30名。学校教育の特別学級支援員が19名、社会教育歴史館、図書館等に7名ということでございます。2名が不採用ということになりまして、28名採用の予定でございます。

それから、給食センターについてでございますが、募集公告は、令和2年1月25日から令和2年2月7日まで2週間程度。募集公告手段、町のホームページに掲載をいたしました。応募された方は、フルタイム職員、パートタイム職員それぞれ何名だったのかということですが、いずれもパートタイム職員で、学校給食調理員に5名。そして、現在もまだ募集中でございますが、米飯時の給食調理員補助員2名の方を募集しているところでございます。以上をもって登壇しての回答を終わらせていただきます。

#### ○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

#### ○5番（大石俊郎君）

まず最初に、町営バスの件でございます。28日に会議を開いて、4月改定をするということでございました。1つだけ改定される時に、ちょっと着意してもらいたいということで紹介をしたいと思っております。ここに町営バスの時刻表を持ってまいりました。彼杵駅前の出発時刻18時21分、これが音琴方面に行く町バスです。しかし、大村市の方から来るJRが18時22分頃到着になっている

んですよ。ちょっとの時間の差で大村から帰ってくる高校生の方たちが間に合わない。間に合わない状況が続いています。では、大村の高校生たちはどうしているかという、歩いて音琴方面まで帰るか、あるいは保護者の方が車で迎えに来るか、こういう状況が続いています。今、4月の改定でやるということでございますので、JRの時刻表も加味しながら、是非、検討をしていただきたいと思えます。これは答弁は要りません。

次の、イ項目の学校給食費の助成、先ほど申しましたように来年度、地産米購入費として270万円が計上されております。まず最初に、事前にお配りしました資料、質問資料の1を見てください。よろしいでしょうか。資料1です。この表から、保護者からの年間徴収額は、約2600万円と見積もられております。町長の言われる約4000万円の数字と私が試算した保護者の方が負担しておられる給食費の総額年間2600万円、ちょっと乖離があります。それはそれとして、全額補助は無理としても仮に児童生徒に対し月額1000円の補助を行った場合、一番下に書いてある町の負担は約600万円。今年度上げられたのは270万円。あと330万円の手当がなれば月額1000円程度の負担ができるようになります。今回のような現物支給というやり方もあるでしょう。でも、金銭的負担の軽減が、目に見える形の方が保護者の方はありがたいと思われそうですが、町長いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先に、金額が乖離していたのは、町の負担分も含めて申し上げておまして、全額負担ということで。やはり、金銭的にやるのが一番良いと思えますが、私が一番根本的に考えておりますのは、地産地消、農産物ですね、肉用牛も。また教育長の方から詳細の方は説明をさせますけれども、そういう感じで進めていきたいと、金額ではなくて、材料で負担金を減らしていきたいと思っております。そういう考えでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

1つだけ紹介しますね。これは大分県豊後高田市のことを紹介したいと思います。豊後高田市は、幼稚園、小学校、中学校、この給食費がふるさと納税分を充てて無償化にしています。その効果か、これはテレビに報道されていたんですけど、その効果か若者世代の流入があとを絶たないということがテレビで報道されておりました。また、ふるさと納税をされておられる方が、このように若者世代に役立っている、ふるさと納税が役立っているということを身近に感じて、ますます納税額が増えているということが報道されておりました。要するに、ふるさと返礼品の品質を向上させることもふるさと納税を高めるひとつの手段なんですけれど、ふるさと納税の使い方が明確に、こうやって給食費を全額無料にしていることになれば、ふるさと納税の納税をしようという心に訴えることが上がってくるのではないかと。こういうことで参考にしてください。

次の質問にいきます。次は教育長です。構成員は法的に適切だったのかは、私も懲戒処分審査委員会の設置要綱で確認をしております。ただ、この要綱自体が、町で定めた要綱が国の定めた法律に適合しているのかどうかについては、少し疑念があります。ここで適切だったことにしておきましょう。

ところで、6か月の停職処分、どなたが懲戒処分権者だったんですか。町長だったんですか、教育長だったんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

6か月の停職処分につきましては、任命権者、この該当職員は教育委員会に出向していますので、任命権者は教育長ということになります、教育委員会ということになります。よって、教育委員会が処分をしたということになると思います。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

教育委員会ですか、教育長ですか。

○——△——

教育委員会。

○5番（大石俊郎君）

まさに教育委員会なんですね。懲戒処分権者というから人かなと思うけれども組織なんです、教育委員会という組織。そういうことを踏まえてちょっと質問していきます。

では、昨年2月1日に処分されたわけですね。その時の、当時の教育委員会のメンバーの方を教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

その当時の教育委員会のメンバーは4名でございます。お名前を申し上げた方がよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

教育委員会のメンバーは5名ですね。4名ではない、5名です。名前も言って良いでしょう。正式ですからね。1人は教育長、もう1人は昨年9月で辞められた岸川さん、あと大安さん、岩崎さん、橋本さん、この5名であります。これはどうでもいい。この6か月の停職処分は5名の方で処分されたということになりますね、確認です。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

最終的に教育委員会に諮って決定しておりますので、教育委員会内では5名で決めたということになります。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

では、5名に諮って処分をされたということなんですが、この5名の方に対して先ほど登壇で言った懲戒分限審査委員会、教育長と総務課長と会計課長の3名でやったということをおっしゃいました。その3名の方からこの5名の方に対して、その審査過程とか結論とか報告はなされていたんですか。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

定例の教育委員会におきまして、この職員の処分につきまして資料等を用意をして、教育委員会の中の議事として諮ったところです。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

では、当然その議事録は残されているのですね、残されているのですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

報告はいたしておりますが、議案としては上げていないということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

報告はなされていて、議案として上げていない。一番大事なことではないですか。ここに議事録がありますよ、請求しました。この議事録の中に停職6か月の処分をされた方の名前とか報告とかひとつも出てきませんよ。何ひとつ出てきていません。やっていないということですよ。この議事録に載っていないということはやっていないということなんですよ。それで、委員会のある委員の人に聞きました、あったようななかったような釈然としませんと。それも定例会の中ではなくて、何か聞いたような気がしますと。こういうお答えだったんですよ。いい加減なんですよ。ということは、この教育長を除いて4名の方は、正式な報告を受けていないということですよ、了解していないということですよ。しっかり議事録も取っていない、何も取っていない。だから、私は、処分をどういうふうにしたのか、宣告処分書というものがあるでしょう。直ちに今すぐ指示して持ってきてください。提出ください。まず提出をしてください。指示してください、教育長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

処分書につきましては、事務所の方に備えていますので時間をいただいて。

○——△——

指示をしてください。

○教育次長（岡木徳人君）

そのように指示したいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとなっておりますよ。したがって、教育長としての責任は計り知れないものがありますよ。こういう6か月の停職処分とかを議事録にも載せていない。仮に、5名の方の名前が連なれていない処分書に、記録していないとなったらこれは大変なことになります。ともすると正式な手続きが執られていないということになれば、この6か月の停職処分は無効ということになります。違いますか。仮の話ですよ。正式に執られていないとなると無効ということになりますよ。教育長どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育委員さん方に了解は受けたと確認いたしております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

了解ではないですよ。懲戒、教育委員会が懲戒処分の権者なんですよ。そんな了解の次元の話ではありません。教育長がそんな考えだからおかしくなってくるんですよ、手続きが。違いますか。懲戒処分権者は教育長ではないんです、教育委員会なんです。元々考え方が欠落していますよ。違いますか。もう一度答弁してください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

この停職6か月停職処分のことにつきましては、東彼杵町職員懲戒分限審査委員会の中で、委員会は先ほど申しましたようなメンバーの中で慎重審議をしていただき、そして、その原案を元にいたしまして、教育委員会の皆さん、教育委員の皆さんにお諮りをしたわけでございますので、了解をしていただいたというふうに考えての処分でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

審査3名の方のあれは、あくまでも過去の処分の事例などで審査をするんです。最終的に決めるのは、懲戒権者5名の方々なんですよ。それに報告するとかいう話ではありません。基本的に間違っています。この問題は、一般質問の中ではけりをつけられませんので、この議会が終わってから私達同僚議員の中でどうするか相談していきたいと思っております。

次の質問にいきます。議会定例会第3回から、龍頭泉いこいの広場について、これについては未定という、閉園する時期は未定という町長の答弁でございました。いつまでも閉園にしていくわけにはいきません。私は、民活を活かした方法、貸し出す貸与、それから売却の2つあると思うんです。そして、貸与をするにしてもいろんな貸与があると思います。方法はいろいろあります。この件については、同僚議員が後で質問を予定しておりますので、そこにお任せして次の質問にまいります。

次に、イ項ソリッソリッソの貸付期間は協議を行ったということなんですけれど、協議、貸付期間5年間に変更があったのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こちらが申し入れておりますのは、これまでの5年間を変更して期間を延長するというで話を進めております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

その延長期間は協議中ということで理解をして良いですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まだ双方、協議をしなければなりませんから時間をいただきたいということで、協議には入っております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

これからの協議を注意深く見守ってまいりたいと思います。

次の質問、議会定例会4回から、新庁舎建設の方向か移転かということで、新庁舎建設とここで町長は言われました。では、新庁舎建設は、庁舎整備基金は約1億円しかないんですよ。それから木造でいった場合にも町の負担は5億6300万円と答弁しておられました。今後、毎年1000万円ずつ積み立てていっても56年掛かるんですよ。半分としても28年、ここにおられる人、わずか1名か2名ぐらいかなと思っておりますけれど、そのぐらいの歳月になる。本当に新庁舎でいいんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、私が新庁舎整備検討委員会ということで副町長を委員長として検討をさせましたので、そういう方向をいただいております。いただいておりますけれど、今後は町民の皆さんとか議会とかご相談をしながら進めなければいけません。もし、そういう詳しい報告が必要であれば副町長の方から説明をさせてよろしいでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

いずれにしても、貯めていくのにもものすごく時間が掛かるんですよ。その間に大きな地震、宇土市役所みたいに大きな地震が来ないとも言えません。誰もこれは断言できない話です。ああいうふうになってくると、役場の職員さんの命や生命は元より、もしここが互解して、復興の起点となる役場が機能しなくなったら大変なことになる。大変なことになるからこそ隣の波佐見町、もう今年からやろうかとしています。川棚町は昨年 12 月から着手しました。そういう状況なんですよ。東彼杵町には総合会館もあるではないですか。歴史民族資料館もあります。そういう立派な耐震化されている所を活用しないでもったいない。東彼杵町にはそんな財源は私はないと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにそういう意見もありましたが、とりあえず職員が検討しまして、係長以上、課長。そういう方針を出しております。総合会館をとりましても社会福祉協議会との問題もございましていろいろ検討しました。今、大石議員がおっしゃるようにお金を貯めていけば何十年も掛かります。しかし、いろんな方法で、一気にお金を借りたりする方法もございまして。そういう方向で、もし緊急の場合はそういう方向で進めていきたいと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

この問題も、町サイドでも私たち議会でも検討してまいりたいと思います。

イ項にいきます。各地区交付金、この件については、各地区交付金、私の質問が終わるまで指示してください。34 地区の交付金どうなったか。この件については、この後橋村議員が予定していますのでそこに質問を委ねて、次の持ち家奨励金制度の質問に移ります。

このウ項の持ち家奨励金制度についても、今回、議案第 7 号によって改正案が出ております。だから、この件についての細部については委員会で質問させていただきます。

次は、大きな 2 番目の質問でございます。

この条例は、会計年度任用職員制度に関する条例は昨年 9 月の定例会で決まった案件です。町民にとっては極めて重要な情報でありました。なぜ重要な情報であったかと言えば、今までの嘱託員制度、あるいは臨時職員制度に替わって賞与、ボーナス、それから退職金、また通勤手当から各種保険からもろもろ、大きく処遇改善になっております。国の施策による同一労働、同一賃金、正しく働き方改革の一貫です。4 月から大きく処遇が改善されます。松山総務課長も 9 月の時に、この条例案の時に、勤務条件等を明示した上で募集を行い、競争試験又は選考等により決定をするこのように述べておられました。当然のことです。私も、町の募集はもちろん、近隣の波佐見町、大村市の募集に大いなる関心を持って注視をしてまいりました。

この制度が決まってから約 4 か月の募集開始、その募集期間が 1 月中旬から 1 月 31 日。他のとこの部分もあるんですけど、約 2 週間程度。この募集期間に対する町長の所見を伺います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

募集期間につきましては、確かに他所と比較したら短いような感じがしますが、とりあえず関心がえられる方は、ホームページとかを見ていただくのかなと思って、そういう感じでの期間になってしまったことでもあります。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

募集期間もさることながら、今、町長が言われたように募集公告の手段が驚くことにホームページのみでありました。町長にお聞きします。ホームページのみにした理由は何かあったんですか。お伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

理由は特段ございませんけれども、最近の人は、あまり紙というかそういうものを見られません。そういう電子媒体の方が素早く伝わるのではないかと思ってこのようにしました。確かに、大石議員がおっしゃるように他所の地区は広報紙でもされております。この辺は、私も非常に反省をしております。これはまずかったと。次回そういうことがあれば町の広報にもしていかなければなりませんでしたが、今回はとりあえずそういうことで電子媒体のみということで私が判断をして、しております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

ちょっとびっくりしましたね。若い人はホームページしか見ない。若い人だけではないんですよ、東彼杵町内は。いろんな 30 代、40 代、50 代おられます。募集公告は町にはたくさんあったんですよ。町の広報紙、NBC3 チャンネル、回覧文書、茶子ちゃんねる。多数ありました。ホームページ見られる若い人もおられる。しかし、ホームページ見ない人もたくさんおられる。インターネットで、ちゃんと毎日、町の広報紙、ホームページを見ておられる方は気が付くでしょう。しかし、毎日見ているとは限りません、インターネットを持っていても。

やはり、私申しましたよね、大きく働き方改革で、町民にとって重要な情報ですよ。そういった手段を活用されなかったのは極めて残念。町長部局も教育委員会部局も、これは行政の怠慢ですよ、怠慢。大きな失点と言わざるを得ません。いくら町長や教育長が弁解されようが、今の町長の答弁に納得される町民はおられないと私は思います。

次の質問にいきます。次は応募された方、フルタイム職員、パートタイム職員。フルタイム職員が応募された方が 1 名、パートタイム職員が 18 名、町長部局、と答えられました。それから、教育委員会部局で、フルタイム職員 1 名と答えられました。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

フルタイムはおりません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

おられない、1 名と答えられましたから、0 だったはずなのに違った答弁をされたなど。0 で書き直ししますから。

パートタイムが 30 名と答えられました。では、現在の配置以外の方で資料 2 を見てください。一般質問資料 2、現在の配置リスト令和 2 年会計年度任用職員募集状況、その一番右端、現在の配置人員以外の方で応募した数、今勤務しておられる方はいいです。それ以外の方で町長部局、教育委員会部局に応募された方の数を教えてください。

まず、町長部局。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 24 分）

再 開（午前 10 時 26 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を再開します。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

資料 2 はお手元に残念ながら無いんですけれど、無い状態で質問しますから。現在配置以外で応募した数を教えてください。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長に答弁させます。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

1 次応募についてはいらっしゃいません。2 次応募で 1 名でございます。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育委員会の事務局におきましては、新しく応募された方は 2 名でございます。歴史民族資料館も含めますので 3 名でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

資料 2 は無いということですから、町長部局に現在配置されている嘱託職員は、短期勤務を含めて 9 名なんです。臨時職員は 19 名の 28 名と聞いております。それで、今回会計年度任用職員の募集人員は 24 名なんですよ、ホームページで調べたら、4 名少ないんですよ。なぜ 4 名少ないんですか。こここのところを教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

職種によっては募集をかけてもなかなか集まらなかったこともございますので、詳細について総務課長の方から説明させます。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

臨時職員につきましては、期間が 2 か月とか 3 か月とか、そういった形で勤務をされます。1 年間通してとなりますと、採用枠については 24 名という形で。業務的にも見直した上での人数となります。今現在登録されている方がたぶん 28 名で多いということをおっしゃられているかと思えますけれど、令和 2 年度についての職については 24 名ということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

総務課長は、9 月の時点では、町長部局は 28 名、教育委員会は 35 名、計 63 名勤務していると、されているんですよ、ここにありますよ。議事録を見ておいてください。時間がありませんので紹介しません。間違いありません。

資料 3 を見て下さい。資料 3 はありますね。町長部局フルタイム職員の募集人員は 3 名でした。応募されたのは、会計事務で、現在勤務されている方 1 名だけであったと聞いております。間違いありませんか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

間違いありません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

町長にお尋ねします。追加募集を 3 月 3 日まで、あと 2 名の募集をされておりました。何名の応募がありましたか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

応募はあっておりません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

なぜ、このように応募者がいないのか。非常に、今お伺いしたらない、だからホームページだけだからですよ。後でまた言いますけれども。

次は資料 4 をご覧ください。これは本町と波佐見町との募集公告対比表です。町長部局は、先ほど言われたように約 2 週間でホームページのみ。追加募集も、追加募集だけは NBC3 チャンネルも加わっていました。

教育委員会部局も先ほど教育長が言われたように約 2 週間、ホームページのみでありました。波佐見町を見てください、波佐見町、下の方。波佐見町は、1 月 14 日から 2 月 14 日、1 か月間やっています。そして、一番右端、ホームページ、町の広報紙、ここにありますがけれど 1 月号に掲載してあります。それから、一番素晴らしいのは、各地区への回覧文書なんですよ。これが詳細です。これがきめ細か。素晴らしい回覧文書なんです。その結果、東彼杵町は、何を言いたいかというと、町長部局、それから教育委員会、給食センター、期間もばらばらです。波佐見町は統一しています。ぴたっと統一、非常に見やすい。だから、情報を知りやすいですね、ひとつ見れば良いから。これは、東彼杵町はばらばらです。資料の 5 と 6 を見てください。

資料 5 の方は、東彼杵町の町長部局の資料です、5-1 というのは。一番左に番号が書いてありますね、5 と 6 と 14、17、私が丸印を付けましたけれど、私が丸印を付けたので、これがフルタイム職員ですよ。ただし、17 番は 4 月、5 月だけの短期です、1 年間通しではありません。こういうふうになっています。

次に、資料の 5 の 2 を見てください。これは教育委員会部局の募集一覧です。この中には全部で、一番下に私が手書きで書いておりますけれど 30 名の募集です。35 名中 30 名、5 名が給食センター、別でホームページでやっていた。こういうことになります。

何を言いたいかというと、今度は資料 6 を見てください。波佐見町の募集一覧表です。この募集一覧表は 1 枚ですが、本当は 3 枚なんです。一番上を見てください。一番上から問い合わせ先、きめ細かです。どこに電話をすればどういう仕事内容なのか、働く部署の電話番号です。東彼杵町は町当局、教育委員会とかおおざっぱです。本当にこういう状況です。

それから、右にいて雇用形態、フルタイムなのかパートタイムなのか明確に表示してあります。明確です。それから一番右の方について期末手当、期末手当も有るのか無いのか書いてあります。こういうふうには、松山総務課長が言った勤務条件とかそういうものを明確にして募集しなければいけないんですよ。こういったことをやって、波佐見町はどうなったかということ、各職場とも応募者が殺到しているわけです、殺到。例えば、一連番号の 4 番子育て支援係、ここには 3 名の方が応募されたそうです。まさに、競争率、1 名ですから 3 倍の競争率ですよ。他の所も一緒です。他の所も全て選考ですよ。東彼杵町の場合は、逆に応募者がほとんどいない、追加募集している状況。どうなんですかね、この辺が。わが町とは大きな差があります。

応募者が多ければ多いほど優秀な人材を獲得できるんですよ。一番追及すべきは、こういう時は

公平公正でなければいけない。現在勤務している嘱託の人とか臨時の人は、必然的に課長とか係長とか役場の職員から入ってくるんです、その情報が。一般の人は入ってきません、よっぽど関心を持っておかないと。これは完全な、波佐見町と比較して募集要領には、大きな疑問があります。

募集の仕方、まず、東彼杵町は町長部局、教育委員会部局、給食センター、各個でやっていた。波佐見町は統一して募集、わかりやすいですよ。募集期間、やはり3部門、バラバラですよ。町長部局、教育委員会部局、給食センター。教育委員会は一番早くて、1月からやっていました。波佐見町は1か月ぴしゃっと統一しています。募集公告手段は先ほどから言っているとおり、波佐見町は3手段。追加募集、東彼杵町はある、波佐見町はなし。フルタイム、先ほど言ったように波佐見町はしっかり区分しています、期末手当も区分してある。問い合わせ先も先ほど言ったとおりです。これを一覧表にまとめてみると歴然とします、歴然。こういうことは、大きな問題点が、今回の一連の募集は大きな問題点が残ったと言わざるを得ません。

これは、多くの町民の方から形だけの募集だ、あるいは現在勤務している方に、大いなる便宜を図ったみたいと言われております。私は極めて不公平とも言える一連の募集。仕事の職を真剣に求めておられる町民からすれば、到底納得できるものではないと言えるかと思えます。

ある町民から頂いた手紙を紹介しますね。大石議員様、さて本町でも国の施策を受け同一労働、同一賃金の原則に伴い、先日町のホームページで非正規職員、いわゆる嘱託職員の募集があっていましたが、上記募集についてはホームページ以外の方法での募集はされておられましたでしょうか。広く町民に上記募集を呼びかけ、平等の下での採用試験を実施することに町としての働きかけはあっているのでしょうか。巷での情報では、町は内々で、現在約10年に亘り嘱託職員として雇用されている方たちを優先し採用するのではないかという噂を多く耳にします。町として同じ職種に慣れた方を職員として採用する方が楽かもしれませんが、平等と言えるのでしょうか。特に、10年余り同じ課に長年おられる方もおかしいと思います。正規の職員の方でも定期的に異動があっておられるように、長年同じ課で仕事をするということは止めていただきたいと思えます。あと、黒塗りですしていますけれど、こういうお手紙を頂きました。

それで、お手紙にもありましたけれど、この10年以上亘っている方、私の頭の中でいくと会計課、総務課、農林水産課、他にもあるかと思えます。会計課の方は何年勤務しておられるのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

会計課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり会計課長。

○会計管理者（森隆志君）

11年勤務しております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

続いて、総務課、農林水産課もおられますね、その方も教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

会計課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり会計課長。

○会計管理者（森隆志君）

農林水産課の者は10年です。総務課の職員も同じ10年です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

何を言いたいかというと、この勤務について厚労省が出している労働基準法第14号第2項に基づいて、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準というのが平成20年3月1日に一部改正して定められております。この規則をご存知ですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

わかっていません。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

同じところに3回以上勤務させてはいけないようなことを書いてあるんですよ。あとで勉強されてください。

ということで、大村市の募集要項を紹介します。同じです、募集要項。過去5年間に市の非常勤職員として4年以上雇用されたことがある方は、同じ部署では勤務できませんと。だから、同じ部署でなく他のところに申し込んでくださいと、こういうことなんです。要するに、先ほど有期労働の締結3回以上ということについて雇止めすることもできるわけです。そういう規則です。ここで長々とやるわけにはいきませんので、いずれにしても、こういったことを、やはり適切な人事管理をしていただきたいと思います。お金を管理する会計課はなおさらのことですよ。

だいたい、自衛隊の組織は、会計課に勤務する人は2年以上同じ会計の仕事はできません。2年になったら自動的に交代です。お金の不祥事を未然に防止するための処置だと思います。

ということで、会計課の人1名だけフルタイムで応募されていましたが、どこに今度は配置されるのですか。そこをお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

配置は、そのまま会計課でしています。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

となると、先ほど言った労働規則、ここで明確に違反しているかどうか詳しく調査されなければいけませんけれど、もし抵触しているとなればやはりどこか他の部署に替えて採用していただくという処置が必要だと私は思います。

今まで2つのテーマについて質問してまいりました。一般質問において十分検討されて、反映された事項が3つありました。まだ検討半ばの事項もあります。今回、時間の都合上質問できなかった件もあります。例えば、水害時での鍵の地域への付託。あるいは、コンクリートみたいな建物の活用、一時避難場所。こういうものがどうなったのかなというのがあります。こういった議事録をしっかりと見られて検討すると言われたことについては、やはり、町で、検討する委員会みたいなものを作られて、次の議会においては、きっちりと報告する。まだ検討中です、時間をくださいというのはあるでしょう、問題によっては。そういうことは、中に議員が言っていました、大石議員、町が検討するということは検討しないことだと。笑っている人かもしれませんが、そういうことにならないように。今回は、しかし3つ、しっかり報告されたから非常に良かったなと私自身は思っております。

あともう1つあったのは、処分。正当な処分の手続きの手順を踏んでいないとなれば大変な問題です。この辺はもう一度議事録を、宣告書をいただいて検討したいと思っております。特に6か月処分のやつは、速やかに提出をされてください。

それから、フルタイム、パートタイム募集に対しては、多くの町民から信頼を得られるような募集要領を確立させてください。本来なら、白紙に戻して再募集されるべきだと私は思っています。日程的に厳しくてもです。波佐見町は、町民の方から信頼を得られるような募集の仕方をしていて私は思っております。波佐見町のようになければなりません。町民の方々から信頼を失うような、不公平な募集では、役場としてのあり方を厳しく問われることとなります。今後の行政を進める上で大いなる支障を来す恐れがあると思います。町長の所見を今一度求めます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今回、誠に申し訳ございませんでした。確かに、大石議員がおっしゃるように、例えば福祉組合の職員にしても回覧は回ってきます、確かに。今回は初めてのことでございまして、こちらもう少し勉強しなければならなかったと思っておりますので、次回こういう問題が起きたときには活かしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○——△——

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、5番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 45 分）

再 開（午前 10 時 58 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9 番議員、橋村孝彦君の質問を許します。9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

今回は、公金の使い方はどうあるべきかという観点からでございますが、若干、疑問を呈する論調になるかと思っておりますがご理解いただきたいと思っております。

また、関連しまして、まちづくり交付金の原資である支援金についても若干触れてみたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

昨年 12 月の定例会で発表された事案で、各地区に自由に使えるお金を支給するとのことでしたが、これは K 地区の町政懇談会で、地区住民から自由に使えるお金が欲しいとの要望に応えたものと説明されました。これにつきましては、12 月の説明の中で、議会の中でも疑問を呈する声もありました。この疑問を呈する声というのは、私とは若干論点は違っていましたけれど、私は、自分なりの観点からもう少し詳しくお尋ねしたいと思っております。

前町長が就任の翌年、全く同じような内容の交付金を全地区に支給すると表明された時、私は、これに反対する旨の意見を述べました。また、採決にも反対票を投じました。それはばら撒き財政だとの理論に基づき主張したものであります。

ばら撒き財政とは、文献によりますと、政府が支出の規律を軽視して、政権の座にある者や与党自らの都合や欲得、欲得というのは票の獲得なんでしょうけれど、ためにお金をばら撒く政策を実行すること。そのような政策をばら撒き政策とも表現されていると概略説明されております。

選挙で選ばれし人は、当然、大衆目線であるべきですが、意識過剰になるとポピュリズムに陥りやすいと言えるでしょう。本来ならば財源支出は成果主義に基づき実行されるべきであって、財源の根拠や成果を考慮せず、ばら撒き支出の額が膨らんでいくと借入金を増加させる結果となります。しかしながら、政治の究極の目的は、経済的な数値ではなく、住民の幸福量の総量であって、その意味でも正当な理由によって、福祉にお金が使われ困窮状態から救われ、安心して生活できる人が増えることに異議を唱える人はいないでしょう。そのためには、北欧諸国のように高額納税、高度福祉制度のない我が国は、地方の経済基盤が重要となります。

地区の要望を実現することは、行政にとって大事なことではあります、それが公の利益に支出する事案と個々の利益要望は区別する必要があるかと考えます。際限なく要望を汲み取れば、財政に負担が掛かることは明白です。そもそも自治会とは、同じ地区の地域の皆さんが力を合わせて自主的なまちづくりを進める。これが基本的なあり方であって、住み慣れた我が町を継続可能な地方を目指すならば地域の皆さまのご理解と協力が必要です。それを説明するのも行政の役割ではないでしょうか。

先の説明では、昨年度のまちづくり支援交付金ハード事業の余剰金を充てるとのことですが、いささかの疑問を禁じえません。なぜなら、原資とされるまちづくり支援交付金は、今だ結果が見えず、検証がなされたとは言い難いと言えるでしょう。ハード、ソフト事業交付金や各種補助金をも

って会議をされて、1年や2年で成功したと果たして言えるのでしょうか。私的には、事業をするなら10年20年として、結果を見て世の人は評価されるでしょう。既に多額の資金を消費しながら数年で本町を去った事案も報告されていますが、その検証もいまだ未定です。これは正しく失敗と言えるでしょう。また、今後そのような事案が発生しないとは断言できません。

人口を増やすため様々な支援策を講じることに異議はありませんが、町内在住者とIターン者、Uターン者支援格差が大きく、不満の声も聞きます。それを踏まえ今年度予算は、格差是正をされたものと思っております。

町内には、若い頃都会に出て大会社に就職し、そのまま在籍していれば管理職に就いていたかもしれない人が、家業を継ぐため早期退職し本町に帰り仕事をされていますが、時代の波に翻弄され、今や売り上げ減少に苦しんでいる人もいらっしゃいます。そのような人たちは、何の補助金もなく頑張っておられます。そのような人たちの理解を得ることも必要でしょう。

また、町民の声、皆さまの声を集約しますと、今後、まちづくり支援交付金も選択と集中が求められていると感じます。

今後、人口減少、少子高齢化社会は、切迫した課題であります。特に、生産年齢の人口減は顕著であり、労働力減少による生産性の低下は税収減となるでしょう。そうなると、必然的に自主財源の確保が求められます。なので、まずやるべきことは、誘致企業などの自主財源の確保であって、然るべき財政状況の担保後実行すべきと考えます。

昨年度来、優良な企業の進出が取りざたされていますが、このような事案を逃したら駄目です、無能となります。イベントや各種事業の中止で浮いたお金は、町民の福祉向上や教育の充実、あるいは基金の積立等、来るべき将来に備えた財政政策が必要かと思いますがいかがでしょうか。よって、次に質問いたします。

1、理論の整合性。これにつきましては、漠然とした問いかけでございますけれど、今、私が登壇上で述べたことに対する所見・見解なり、あるいは反論なりいただければと思っておりますのでよろしくお願いたします。

2つ目、各地区平等か、地区格差があるのか。あるとすればその根拠。

3番目、継続となった場合の原資は何か。以上、登壇上での質問といたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、橋村議員の質問にお答えいたします。

まず、1つ目の理論の整合性でございますが、これはなかなか難しく、一貫性がある、ずれがないということだと思っておりますけれども、私が町政懇談会に出向きました折に、かなり、地域間格差がございまして、作業とか、祭りとかに出るためにどうしても資金が必要だという声を聞いております。例えば、山間部の所に行きました時にも、大雪が降った時に雪かき、そういうものをする人もいない。自分たちで自主的にしてもそういう経費も掛かるということになれば、道路の側溝上げもそうです。日頃は若い人は仕事に行っておられて、出る人は65歳以上、数人、役員だけでしている。そういう所も日当か何かないのかということ意見がありました。ということは、先ほど橋村議員もおっしゃったように、最初の時にそういう、前の町長の時もありましたけれども、

今回、私は、地域で決めていただければ、使い道をですね。本当に自由に使えるもので、制限も審査も実績報告も無しということで、今回やらせていただきたいなと思っております。と言いますのは、先ほど言いましたように、作業に出る所は高齢者ばかりで、何も経費がない。例えば、町の部分は祭りとかそういうものに、人口も減ってしまって日当でも出さなければやっていけないということです。

実際、蔵本でも浮立とかをしていますけれど、なかなか人が集まっていただけません。今まで皆さんのご奉仕で集まっておりましたけれど、それも減少いたしまして、一回そういう催しものをするとかかなりの経費が掛かっているものですから、地区の会計から、そうふんだんに出せません。祭りもそうでございます。

そういうことで、私は、今回は本当に自由なお金、地域で判断して使っていただきたい。理論の整合性をハードからなぜ持ってきたかとおっしゃることもよくわかりますが、今まで、28年からほとんど動いていません、400万円していましたが。最後は、確か運動場を作られたのが終わりだったのかなど。募集があっていませんでしたから、今回はこっちから動いてみようと思って。予算を膨らませるわけではないですが、ずっと3年間、そういうお金が動いていなかったものですから、もっと有効に使えないかと思っております。

次の2番目の各地区の平等性、格差、根拠。根拠はございませんが、今回は1地区に、予算の説明書に書いてありますが、まず平等割で7万円、人口割で1人200円ということで。まず平等割を、だいたい60%ぐらい平等割にしています。400万円という総額を決めてやっておりますので、段々制限なくということではないと私は考えております。

継続事業か単年度事業かとなりますと、私はできれば継続して、私の任期中はやらせていただいて、そういう感じで地域の、本当に町の活性化のために使っていただきたいと思っております。

継続となった場合の原資は、先ほどおっしゃいましたように、ふるさと創生基金でございます。これがまだ今回良かったんですが、非常に上下あります。確かに今回は3億円ぐらいの交付金を頂いておりますけれど、その中で使わせていただきたいと思っております。そういう感じになっております。登壇しての説明は以上であります

#### ○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

#### ○9番（橋村孝彦君）

理論の整合性について町長がお答えいただいた地区の格差だとか、道路、道の草払い、自由なお金を使いたいと。この部分につきましては後ほど追ってお尋ねします。

このまちづくり支援交付金につきましては、前町長の政策の一環だったわけですね。その中でハードとソフトがございまして、今回はハードを削ってそれを充てたということでございますけれど、私は、現町長が町長選に立候補された時に、私は対立軸ということを注視して見ていたわけです。その対立軸は何なのかということは注視して見ていましたが、やはりお金の使い方に対立軸があったのかと私的には受け止めています。私が口癖と前回の時に言って笑われましたけれど、自主財源が乏しいとか選択集中と言われた部分におきましては、これは正しくお金の扱い方であろうと私は受け止めていたわけです。多くの皆さんも確かにそういうふうな議員諸氏の意見も多うございましたけれど。

そこで、全く、前町長と政策とかが 100%同じならば出る必要はないわけですよ。やはり何らかの対抗軸があったからこそ出られたわけですよ。そうしますと、今回のハード、ソフト、正しくこれは前政権の引き継ぎだというふうにはしか見えないわけです。そこら辺についてはいかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

前の時は、まちづくり支援交付金も制定されましたが、自由に使えるとスタートされましたけれど、あれは駄目だこれは駄目だということで、最終的な今までにないような変わったことをしなければ認可が下りなかった。私は、それと違って自由に地域の皆さんで話し合って使っていただきたい。町役場もそうです、国からお金を貰うのに自由に頂くお金があれば、自由に町の状態において使います。紐が付いていましたら、それ以外には使えない。そういうことではなく、今回の、私の 400 万円のハードを回していただきたいとお願いしておりますのは、本当に、地域間格差がひどいんですよ。山間部に行けばほとんど高齢者ばかりです。そういう感じで今回やらせてもらいたいと思いますのは、そういう地域の活性化は皆さんで考えて図っていただきたい。自由に使うということは自由に良いんです。報告も何もありません、実績報告もですね。ただ、地域の会計で操作をされていたのであれば。残して基金で積んで一気に、例えば役場に申し込んでも全然してくれない、すぐしないとイケないという所も、そういうのも使われて良いと思います。

私は、前の町長の良いところの政策は引き継いでいかなければならないと思っております。全部否定するわけではございません。私は選挙の時も相手の悪口は一言も言っておりません、はっきり言いまして。そういうことで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

私がひっかかるのは、自由に使えるお金ということがひっかかるんですよ。公金ですから、これは紐付きであった方が、私は正しい使い方だろうと思っております。今、自由に使えるお金がこれなんだよという話なんでしょう。これがちょっと、交付金の使い方としてはいささか疑問です。そこら辺が私と感覚が違うのかと思います。町長がそういうふうな見解ならば。自由なお金と言いますが、公金なんですよ。公金といたら、個人の、町長のお金ではないわけであって、国民、県民、町民の皆さんが額に汗を流して納税したお金なんです。これをもって自由に使えるお金とは、言い方が悪いかもしれませんが、これは止めておきましょう。

そこら辺は若干私はひっかかっています。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

自由に使えるということは、地区で話して個人個人が自由に使うわけではないのです。地域が話していただいてこういうことに充てようか、そういう事業や祭りの経費に充てようか、そういうことの考えでございます。他所の町もそういう交付金を出しているところもあるんです、うちよりも

先にです。そういうことでございます。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

見解の相違はそうだからしょうがないでしょう。

では、まず基本的なこと、本町は金持ちなんですか。財政は潤沢なんですか。笑われるかもしれませんがどうぞ。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

財政は非常に厳しいです。例えば、川棚町や波佐見町と比べれば東彼杵町は財政力指数も 0.25 ぐらいまでしかございません。川棚町や波佐見町は 0.35 ぐらいあって、非常にうちは厳しいですが、厳しいなりに使うべきところは使ってお金をいきたい。これはそういう考えで、私が選挙の時も出ておりましたので。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

では、次にいきます。

K 地区の要望に対してお答えされたという話なんですけれど、これはその場で即答されたんですか。それとも持ち帰って執行部と協議された後に返事されたのか、どちらなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、その場で検討いたしましよと答えまして、考えてすぐ実行に移したいと思って、私が 1 人で判断いたしました。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

ということは、後ほど交付しますよという約束をされたという話なんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その場で検討したい、そういう方向でいきたいということで話をしていますが、最終的にこちらに帰ってから私が 1 人で判断をしたということです。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

12 月の説明の折、こう発言されているんですよ。一応持ち帰っておりましたけれど、その後交付

金の中で400万円ございましたので、これでいけると自ら回答したというふうに発言されています。自ら回答したということになれば、その場で回答したと解釈できるんですよ。持ち帰って検討していますではなくて、自ら回答したというのは、自らというのはその場というふうに解釈できるんですけれどもいかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そこで回答するという事は、予算も考えなければいけません、私の希望としてやりたいということで、検討しますということもやりたいということも、たぶん話をしましたが、一応400万円の予算があるのは持ち帰って見ないとわかりませんでしたから、3年間も動いていないということはですね。だから、私が最終的に決断をしたということです。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

では、その時は一応前向きに検討するという回答で、持ち帰ってみて400万円あったからということでございますね。了解しました。

それではお尋ねします。K地区の意見、その他の、18地区の地区懇談会、K地区以外でそのような意見はございましたか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

地区名は挙げられませんが出ました。そういう細目的なことも意見がありまして、例えば、作業の日当に回せないのか、出る人は限っていると、役員だけ。水路の上げるのに軽トラック8台運んだ、汗びっしょりになって。しかし、皆さんは仕事でお勤めですから、若い人は。だから、役員だけでした。そういうのを経費に充てられないかなという意見がございました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

あと何件あったのか知りませんが、たぶん1地区ぐらいでしょう、想定すると。もっとある、数はいいです。

私は、そこでちょっと思ったのは、何と言いますか、うるさくと言いますか、もの言う人が勝ち組になっているような気がするんですよ。それは、ものを言った人が勝ちではないかという話なんですよ。黙っておけば話がなかったわけでしょう。そうすると、要望に答えたと言いますけれど、やはり世の中にはもの言わぬ指揮者がいっぱいいるわけですよ。そこら辺を忘れてもらっては困るんですよ。だから、そういう感じを受けたんですが、これに対するお答えは要りません。

次の質問です。12月の説明の折、議員の質問にこう答えられました。議会が通らないとどうしてもできません。しかし、私には執行権がありますから、そういうバックボーンがあってしているんだと発言されていますよ。この意味がわからないんですけれど、説明をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町長は、予算と執行権がございますから、こうしたい、ああしたいと私は言えると思います。私も議員をしていましたが、議員の時は言えない。それはなぜかと言えば、予算を持たないからです。そこはそういう感じで、私は町長になってからそういう発言をしています。こうしたい、ああしたいと。しかし、議会の議決が得られないとそれは実行にできません。これは全て地区でもそういう話をしています、質問があった時にです。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

執行権は誰でも知っていますよ、説明を受けなくても知っています。では、当然予算を伴うのは議会の承認、議決が要るわけでしょう。承認前に回答されたわけでしょう。そこに執行権が、議会の承認前に執行権が介在する根拠がどこにあるのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

国でも、国会に上げる前に新聞報道もされますよね。例えば、今度の災害の時も転落防止柵を作りたいとか、免許証を返納した人に電動自転車の補助をしたい。私は、それと一緒に思っております。内閣からも出ます。政府からも、先に出ます、次の臨時国会に上げるとか。私は、決まったことではないんですけど、こうしたいというのは、執行権として発言ができると思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

こうしたいああしたいというのは執行権の範疇ですよ。それで、予算に対して議決がない、承認いただけない部分に執行権は介在しないと私は思います。つまり、執行権という言葉は、非常にデリケートと言うか敏感に受け止めてしましまして、これは私は、執行権者が執行権があるからと言われますと、非常に違和感を持つ。なぜかと言うと独裁制を感じるんですよ。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

独裁はならないと思います。二元代表制で、町長も選挙、議員さんも選挙で上がって来ておられますから、最終的には、町長が地区でこうしたい、ああしたいと言っても議会の議決が得られないと動けないんです。これはご存知だと思いますけれど、私はその範疇で、自分の構想と言いますか、そういう施政の方針と言いますか、そういうものは各地域でも話をしています、今回こうしたい。しかし、最終的には、説明会の時には議会の議決が必要だと注釈をいたしております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

これは、アドバイスになりますけれど、あんまり執行権という言葉は、私は使わないほうが良いと思います。よろしくお願いします。

登壇上で述べた事案で、正しく成果主義という言葉を使いました。成果主義に対する、いわゆる投資に対するリターンですけれど、これに対する考え方をお尋ねしたいんですけれど。例えば、お茶畑ロードレース大会は中止されましたね、中止された。これは結局、現町長は、投資に対しての成果がないということで判断されたから中止されたわけでしょう。当然、賛否両論あったでしょうけれど、費用対効果はないということで判断されたということですね。

もう1つ聞きたいのは、そこで、これも独断なんですか。執行部で協議されたのですか。その2つ。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これもいろいろ意見をお聞きしまして、教育委員会とも協議をさせていただいて、例えば、700名の募集があって参加者が約2割。そして、ほとんど選手の人に話を聞いてみたら、例えば世知原のマラソン、五島の夕焼けマラソン、鹿児島島の菜の花マラソンとか、そういう所に、選手は個人個人で走る人が行かれる。だから、交流、定住に果たして繋がるのかなと思っておりまして、私は止めました。あるお茶の集落地域からは、せっかく3連覇したのにお茶の冠を取ってどうするかというお叱りを受けました。お叱りを受けましたが、他の方法で日本一3連覇を、コマーシャルを打っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

これにつきましては、賛否両論あるのは当然ですよ。お茶畑ロードレースに対しても賛の方でいきますと、やはり知名度が上がったとか、いろんな地区の団体の方が協力いただいて町民の一体感が生まれたとかのそういった声も聞きます。そこら辺はそこら辺の執行部の判断ですから、介入することではありませんけれど、やはり、こういったことも、もう少し慎重にされた方がよかったのかなという気がします。そういったことですから、もう少し慎重な方が良かったのかなと思いますけれど、ここで、こういったところからお金が浮いてきたわけでしょう。それと比べて、ハード事業がなくなって、地域コミュニティ活動交付金になっていますよね。ということは、ハード事業は効果が無いんだよと、だから名前を替えて地域活動交付金になっているんですけれども、そういうことなんですか、ハードは要らないという話なんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほども申し上げましたように、ハードの400万円の予算が28年と29年、31年は全然動いてい

なかったんですよ。そういうことなら、こっちから、町から、そういうお金をせっかく予算に上げたのなら、こっちから打って出ようかなと私が判断をいたしまして、そういう形になったということでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

何年か使っていなかったから余ったとおっしゃいますけれど、それは、何年か続いてお金が使われていなかったのでしょうか。ということは予算が甘かったというだけの話ではないんですか。続いていなければ予算計上する必要は私はないと思うんですよ。それをもって余ったからということには該当しないのではないかと思いますけれど、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、最初は運動場の造成などで使われていたと思います。だから、そういうものが、要望がなくなったと私が判断いたしまして、ソフトの方にその金額を回したと。新しく創設したわけでもなく、そういうハードの方が、もしどうしてもハードの方が上がってくれば別の予算で対向しなければいけないかなと思っております。これは、災害とかなんとかがあって、いろんな建設事業の方も予算を回さなければいけませんから。それはそれとして地域の、今度元気なってもらうためには、少しでも資金があった方がよいのではないかと考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

論点がずれるかもしれませんが、私たちの町のハード、あるいはソフト事業を使って仕事をしてきた人がたくさんいらっしゃいます。その中には、頑張っている人たちもいらっしゃいますね。その中で本町を離れた方がいらっしゃいますね。その方が何と言われたか。ある所で、議会のせいで補助金が貰えなくなったと言われているんですよ。これは正しくちょっと気に入らない言葉ですけど。

また、ある人は、まちづくり支援交付金に疑義が生じたから特別委員会なるものが設置されたわけでしょう。それに対して、あれは私たちが報告書を書いたのは、議長宛に書いたのは公開されていない文書なんですよ。それを、ある人は悪の指数とかなんとか SNS 上にアップされているわけですよ。私たち議会というのは、法と公金の番人だと私は思っています。心外ですよ。

そこで、人間というのは、集合行動の人間です。組織ができます、国やら地方や公共団体、会社や各種団体。そこには、当然、それを維持するためのルールが当然必要です。それが法律なんですよ。法律というのは、国もあれば地方公共団体でいけば条例や規則もあるわけです。それをそういうやり方は心外なんです。それを一義的に守るのは、やはり行政であったり議会であったりするわけでしょう。この論調でいけば、一般論としたら法を犯した人が善で、それを指摘した人が悪となるわけですよ。これは、法を守るコンプライアンスについては、やはり議会、執行部も共有すべきだと思いますけれど、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然、法を守る方は共有すべきであるし、コンプライアンスは大事だと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

先ほどの話と重複するのですが、こういう時に決定するのは、やはり執行権者ですよ。最終的には町長がお決めになる話なんです。だから、私は執行権という表現の仕方が先ほど言いましたけれど、いささかひっかかりがあるんですよ。執行権という天下の宝刀を抜いてしまえば何もできないわけですよ。それをやられると、では好きなようにどうぞになってしまうんですよ。裸の王様になってしまうんです。だから、それがないように私は言っているわけです。

ですから、そのばら撒きというのは、善悪や道德の問題ではないと思っていますんですよ。良いものもあれば悪いものもあるでしょう。例えば、ばら撒きに戻りますが、普通、3 月末になると道路の工事とかいろいろあります。公共工事とかインフラ整備とかあります。こういうのをばら撒きだと表現する人も予算消化だと言う人もおります。やっぱり、公共事業やインフラ整備というのは、やはり雇用が生まれる、物資が消費される、その他町内にいろんなプラスになる要因があるんです。こういった企業の活動を促進して生産性を促す、そういったことにばら撒きと言われつつも投資して、そうすると財源となる税収等が増えるわけでしょう。このような財政支出をやって、そこで余剰金が生まれるのならば、先ほどおっしゃったようなばら撒きじゃなくて何だったか、あれに使えるわけですよ、地域に交付する。どうでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、ばら撒きではないと思っています。というのは、先ほど橋村議員もおっしゃいましたけれど、皆さんの税金を預かって、税金は地域の方に戻して使ってもらおうという私の考え方であります。確かに、企業も誘致したり、皆さん商売で儲かってもらってそこに税金を返してもらえば良いのではないかと考えていますので、できるだけことはしたいと思っております。

町と人を支え合うためには、私は、このコミュニティがどうしても必要ではないかと考えております。ただ、何回も私が言いますように、執行権があろうとなかろうと、町議会が、議決が最終的な関門です。そこです。だから、私がこれをやりたいと言っても、これはつまらないではないかと対案を出して修正されたり否決されたりします。最初に言いましたように私は 1 人、議員は 11 人いらっしゃるから、11 人の方がそっちの方向が良いとおっしゃれば、私はそれに従うと最初の議会から言っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

執行権は止めましょう。

各地区平等か地区格差かということでお答えいただきましたけれど、均等割で7万円、人口1人当たり200円、予算書を見てわかっています。これにも若干の疑問が生じるわけです。と申しますのは、均等割は良いでしょう。地区割の1人200円というのは、先ほどからおっしゃっているのは、地区がいろんなことをする祭りや草掃除や、するのに大変なんだからという話なんですよ。そうすると、一番大変なのはここら辺周辺のK地区とか本町とかではないんですよ。一番辛いのは遠目とか蕪とか山間部。あるいは私たちが住んでいる下三根や橋ノ詰。こういうところは年に何回、川の中に入って草払いをしますか。そうすると、遠目とか山間部は人口が少ないわけですよ。そこに、どこに整合性があるのかという話なんですよ。そこでお尋ねします。

原資は400万円ですよ。では、一番多い所はどこなんですか、一番少ない所はどこなんですか。これはわかりますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

一番少ない所で8万円、多い所で23万円です。多い所が橋ノ詰、少ない所が遠目でございます。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

遠目は可哀想ですよ。人口割は1万円ではないですか。一番、山の草払いとか道の草払いとか、人口が少ないので、あそこそ若者がいないんですよ。つまり、この計算式でいきますと、地域の特性というものは反映されていないんですよ。そこは、そういう意見は執行部ではなかったのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、遠目にも町政懇談会で行きました時、ちょうど橋村議員が言われるような意見が出ました。出ましたから、例えば、土砂の除去や雪かきとか、オペレーターとか機械代で当然投入しなければならないと考えております。人口が多い下の地区が何も無いのではないかとおっしゃいますけれど、例えば、祭り、祇園祭や蔵本浮立とか、そういうものにもかなりの経費が掛かっているんです。予算を調べていただければわかると思いますが、地区の予算からたぶん出ていると思うんです。私たちはふるさとふれあいまつりもしていますし、そういう感じで。地区から応援をもらっております。だんだん会計も厳しくなっております。そういうものを存続するためにも、私は交付金を7万円と200円でしています。どうしても400万円を割るには、福祉組合もそうですけれど、均等割、人口割ということが大体基本になっていますので、そういう方向でやらせていただいたということです。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

基本的な考え方は、均等割や人口割は理解できますけれど、その前提となる条件が、祭りができない、草払いができない、溝掃除ができないとなれば、それはおかしいでしょうということで話をしているんですよ。先ほどから祭り云々と、大変だからという話をされていましたが、他所の団体のところに私は介入するつもりはありませんけれど、何かの時に決算書を見せてもらって、かなりの余剰金があるんですよ、はっきり言って。これは介入する問題ではないんですけど、そういう問題ではないんですよ。

ですから、例えば、遠目が8万円もらったとして、これははっきり言って、結局地区でできないということであれば業者に頼むしかないわけでしょう、シルバーなりどこなりに。そうなってくると、8万円では何の足しにもならない訳ですよ。これはあめ玉にしかならない。だったら、逆に評価が下がる。どうせするなら地区に100万円均一とか、そういったことが効果があると思うんですけど、どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど言うておりますように、地域の特性によってはいろいろありますから、補填するところは違う方向で補完をしていきたいと思えます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

先ほどから私が言うていますように、個々の事案につきましては自由ということではなく、目的別によって補助金を出して、何らかの予算計上をして、これまでどおりに現物支給で対応するとか、支給するにしても使い道あたりの提出をさせて、審議して決定すべきと思うんですけど、そういうことは考えていらっしゃるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず400万円は、頭においてそういうことで使いたいと思っておりましたから、地区に100万円ずつやるとすれば、そういうお金があれば是非やりたいです、はっきり言って。しかし、それができませんから、とりあえず400万円をいかに使うかということで考えさせていただいて、あとの補完的なものは、他の方法で補完をしていきたいと。例えば、遠目の雪かきはどうしようもないとおっしゃるから、機械のリース代とかオペレーター代とか考えていかなければいけないということで話をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

400万円あったからこれをどう使おうかという話でしょう。私有家計で400万円あったらどうしようかと考える時、何に使おうかとは思いませんよ。それはどうでもいいんですけど。

人口割のことでちょっとお尋ねしたいことがあります。人口割ということは、各地区に1人ということなんです。例えば、ちょっと聞いた話なんですけれど、1人の人間が2つの自治会に入っていたと仮定して、あるいは老人会も2つ入っていたと仮定としてあったとします。そうすれば、この人口割が両方に200円ずついくわけですね。もし、2つ入っていたら両方に200円いくわけでしょう、これは何か問題ありませんか。違法性はありませんか、どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今度の人口割というものは、地区の人口というのは1人が2人、あちこちいくことはないと思うんです。町の全体の人口で地区に入っていますから、地区で。自治会に加入されるかどうかは、私はお答えできません、わかりません。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

人口割というのは、住民台帳でされるのでしょうか。自治会に入っていれば人口としてとカウントされるのではないのですか、違うのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この自治会の人口は、住民基本台帳でしますから1人が自治会に3か所加入しても、そこに住所を置いておられる人口しか私はないと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

では、基本台帳に載ってなく、例えば、私が本町に入り東町に入っているけれども本来ないという話なんです。その人口割の200円さえ払わなければ入っている構わないよという話なんですか。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

入っている構わないとかは、私はそういう事例がわかりません。たぶん、例えば、下三根地区1人、橋ノ詰地区に一人一人入っておられると思います。そこは想定しておりません。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

なぜこういう質問をするかという、2つの自治会に入っているよと話を聞いたから私はこうい

うことを言っています。何となく理解できないんですよ。

今回のものと話は変わりますが、では、老人会に2つ入っていたとします、老人会は1人1500円でしたかね、年間それくらいでしょう。では、両方からもらえるという話なんですよ。理論的に一緒の話なんですよ。そういう事案、どこが担当ですか。町民課ですか。人口を扱うところ。そういう事案はありますか。唐突で申し訳ないのですが。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（工藤政昭君）

すみません、今確認できません。調査をしないとちょっと確認できません。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

これは単独か継続かということで継続をしたいということでありましたけれど、継続ということでそれは良いんですけど、原資は地方創生何とかと言われましたね。ふるさと創生資金でしたね。ということは国からくるんですよ。入っていないんですか。ふるさと創生資金というのは、国からの助成もあった資金なんですよ、どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ずっと前に1億円、国から来たことがありました。竹下内閣の時に。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

そういうことは聞いていません。国からのあれも入っているのでしょうかと聞いているんです。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、ふるさと納税を基金に積み立てて、それを使わせていただいています。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

口癖のように自主財源が乏しいから、乏しいからおっしゃっているのではないですか。そうしたら、私的に言わせれば、今はやりのコロナウイルス対策あたりに予備費として取って置いた方がましではないですかという話なんですよ。これは非常に大事な話なんですよ。

この一般質問の中で、他市町の一般質問の中でコロナ対策で結構やっていたらよかったけれど、うちの議会も誰かするのかなと思っていたが誰もしなかったのが残念だったですけど、むしろ、通告とは外れるかもしれませんが、こういった、たかが400万円、されど400万円ですよ。そういった時の緊急時に、自由に使いなさいではなく、そういう考えはなかったんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ふるさと創生基金が今、3億7500万円ぐらいありますから、400万円、たかがとおっしゃいますけれど、私は地域の方に使って、コロナウイルス対策が出たら、またそういう対策を打っていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

最後になります、実は、私は考えてきたんですよ。岡田政権は始まったばかりです。そこで私は贈る言葉が2つあります。これは、北海道の鈴木知事がコロナ対策で言った言葉なんですよ。

1つ目、隗より始めよという言葉で、調べてみたんですけど、中国戦国時代の武将の言葉で、賢者を求めるなら自分のようなつまらない者を登用せよ、そうすれば自分より優れた人が次々に集まってくるだろうという意味らしいです。どういうことかと言うと、事業を始めるにも、チームを引っ張るにも、まず今何が大事なのか、身近なことから始めましょうという言葉らしいです。辞書で調べてきたんです。

もう1つ、これはインパクトのある言葉を言いまして、結果責任は知事が負いますと言ったんですよ。実は、この12月の説明会の時、これを実は言って欲しかったんです。全ての結果責任は私が、町長が取りますと言われたら議会は何も言えないんですよ。私は、その言葉が出ていけば一般質問をしていなかったかもしれません。実は、これは贈る言葉というか、だから私はこれが言えるような町長になって欲しいという願いをこめて実は言っているのです。好意的に受けとっていただきたいですけど、町民の期待も大きいでしょう。いつもおっしゃっている、自主財源が乏しい、選択と集中、やはり本当の意味での選択と集中といったものを充分熟慮されながら精進されていたと思いますので。本当に言いたかったのはここだけなんです、実は。何かあったらお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、私は、橋村議員がおっしゃったように、職員の訓示には、全て仕事は思い切ってやってくれと、責任は私が持つと、全て言っております。町民に向かっては言っておりませんが、職員訓示では言っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

素晴らしい言葉を最後に聞きました。しかし、それは私たちにも言って欲しい。予算を審議する立場の人に、それを言っていただければ、これは大石議員も文句は言えませんよ。以上です。終わります、よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、9番議員、橋村孝彦君の質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 54 分）

再 開（午後 01 時 13 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、引き続き、一般質問を続けます。

次に、2番議員、立山裕次君の質問を許します。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

それでは、登壇しての質問をさせていただきます。

まず、1、閉園したいこいの広場の今後についてということで、令和2年1月に閉園し、現在休園中のいこいの広場を今後どのように活用されるのかをお尋ねします。

また、検討中のことがなければ、今までは指定管理者を設置していたため費用が掛かっていましたので、以下の点について考えられないかお尋ねします。

・建築の資格をお持ちの方とキャンプ事業に興味をお持ちの方を地域おこし協力隊員として公募する。

・任期後には、いこいの広場を活用して起業を目指してもらおう。

・今後、拡大が期待されるふるさと交流センターと連携して交流人口を増やす。

2、旧千綿中学校の活用と東彼杵中学校の校舎改築について。

旧千綿中学校の活用案として、地域の方からは千綿小学校の移転の要望が多いと聞いていますが、町としての考えをお尋ねします。

また、東彼杵中学校の校舎については老朽化が進んでいますので、統合後、5年以内の移転か大規模改修を早急に考える必要があると思いますが、町としてはどのような進め方を考えているのかをお尋ねします。

3、旧大楠小学校の活用策の進捗状況について。

旧大楠小学校の活用については、日本語学校を運営する事業所へ貸し付けをして、本年10月から開校すると聞いていますが、現在の進捗状況と今後の予定をお尋ねします。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、立山議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目のいこいの広場の今後についてでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、今後の活用については、まだ検討中でございます。今後どのような形でもっていくのかまだ決まっておりません。ただ、おっしゃるように指定管理者制度の廃止に関係なく、当然事業目的に沿った施設の管理維持が必要であります。施設の事業性や安全性を確保するための施設維持の管理費や修繕費及び更新費が無くなるものではございませんので、その辺をまずクリアしなければどういう方向にもっていくのかが、回答がまだ見出せていません。

次に、2番目の旧千綿中学校の活用と東彼杵中学校の校舎改築についてでございますけれども、旧千綿中学校は、当初予算に計上させていただいておりますが、各地区の意見や保護者の皆さんの意見をお聞きして、千綿小学校の移転の方向で進めていきたいと思っております。

また、東彼杵中学校につきましては、地域や保護者の方の意見を十分お聞きして進めたいと考えております。このあと、詳細につきましては、教育長の方から説明をさせます。

次に、3点目の旧大楠小学校の活用策の進捗状況でございますが、2月28日付けで事業者との20年間の定期借家賃借契約を締結いたしました。

当初、10月開校の予定でございましたが、今の予定では令和3年4月の開校になるとの報告を受けておりますが、こういう新型ウイルス疾病等の影響で、まだこれも確定的ではございませんのでよろしく願いいたします。以上、登壇での説明を終わります。

#### ○議長（吉永秀俊君）

教育長。

#### ○教育長（加瀬川哲文君）

立山議員のご質問にお答えをいたします。旧千綿中学校の活用についてでございますが、岡田町長がただいま申しましたとおり、昨年5月の第3回の町議会所信表明の中で、旧千綿中学校の跡地活用は、地域住民の意見を十分に聞いて決定すると表明されました。この地域住民の皆さんの意見を十分に聞いて決定するということが町の考え方でございます。

それを受けまして、7月から12月まで旧千綿中学校区内8地区のヒアリングを開催いたしました。その中では、千綿小学校は、家庭科室など校舎の改修が必要な箇所が多い。中学校が新しいので移転に賛成。旧千綿中学校は景色も良く、教育環境には適しているので移転に賛成などというご意見を頂きました。

2月に千綿小学校の保護者の皆さまを対象に、千綿小学校移転意見交換会を低学年と高学年に分かれて2回開催いたしました。また、先日は千綿中学校校舎視察会も開催しました。皆さまの意見の中には、中学校を改造する費用と小学校のそれとはどちらが安価にできるのか。棚や階段の高さ、トイレの改修、通学路、手洗い場などの改修もある。お金が掛かるのではないかと。また、道路は、通学路は急勾配で見通しが悪い、災害時の安全対策のためにも通路を広くして欲しい。平似田から中学校のグラウンドに通じる道の活用を、などの意見が出されました。移転に反対という表立った意見はなく、3月2日の定例教育委員会でも可決され、今回の議会にもかけることとなっております。

町の姿勢としては、千綿小学校の移転を積極的に推進し説明していくというのではなく、先ほど町長からもありましたように、地域住民の皆さんの意見を十分に聞いて、そして決定していくという方向でございます。

東彼杵中学校の校舎改築については、ただいま町長からも説明がありましたように、地域や保護

者の意見を拝聴して決定していくということで、それに従って遂行していきたいと思っております。以上、登壇しての説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

まず、いこいの広場についてですけれど、午前中も同僚議員の方で話があっていましたが、売却や貸付ということの案が出ていました。最終的には、それも仕方がないのかと私も思っています。その前に、私は開園に向けて何かできないかと思って質問させていただきます。

まず、2018 年度の東彼杵町の観光客数は何名だったかご存知でしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、手元に資料がございませんので把握しておりません。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

第 2 期東彼杵町総合計画、明日あると思うんですけれど、それによりますと 71,074 人となっております。ちなみにいこいの広場の入園者数、2019 年度、本年度の 4 月から 12 月まで、何名ぐらいだと思われませんか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

すみません、その数字も把握しておりません。

ただ、その数字と今回の協力隊のことで、どう繋がるのかなと私は思っておりますが、もう今後のことですよね。観光客数が今まで多くても廃園をしました。ただ、おっしゃっていることはわかります。これだけ来ていたのになぜ無くすのか。そういう意見もあるかと思えますけれども、今後、地域おこし協力隊とのマッチング、そういうことでの質問と思ひまして把握はしておりませんでしたけれども、前回も説明しましたように、今の体制のままでは非常に厳しいんです。改修に 4000 万円以上掛かると指摘も受けております。そのまま活用できるのかなと今検討しておりまして、答えを準備しておりましたので誠に申し訳ございません。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

わかりました。

私が先ほど言いましたけれど、開園に向けて質問させていただきますので、町長が考えられていることと違うかもしれませんが、ホームページに老朽化が開園の理由と書いてあったんですけど、老朽化しているのは当然建物だと思いますけれど、建物全体なのか一部なのかをお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

町長に代わりましてお答えいたします。施設の改修につきましては、まず水道設備等については、かなり老朽化がきておりまして、今すぐにでも何か故障してしまいそうな状況で、これが1つでございます。バンガロー等の補修もかなり窓枠等が老朽化しておりますので、そういったものの補修ということと、あと畳、床ですね、床等の補修ということでございます。

キャンプ場内におきましても場内の道路だったり、テントサイトなりバーベキュー炊飯等もかなり補修が必要と思っております。あと、シャワーもかなり度々故障になっておりまして、利用者の利便性、状況を見ると補修を行った方が良いと判断しております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

水道とかシャワーについては当然換えなければいけないと思っておりますけれど、バンガローや畳などは必ずなくても良いのではないかなと思うんです。もう壊してしまっただけで、その後はテントサイトという形で使えば、建て替える費用は掛からないのではないかなと思うんです。ですのでまずどうしたら、そのため先ほど地域おこし協力隊が建築の資格をお持ちというのは、崩すことを考えて建てるということは考えていません。そのために地域おこし協力隊の方に来ていただければ費用も掛からないのではないかと。キャンプ事業に興味をお持ちの方というのは、いろんなイベントをしてみたいということもひとつの考えとしておりますので、特にバンガローなどを建て替えなければ絶対いけないということはあるんでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建て替えなければいけないということはありません。それで、先ほど言っていましたけれどもトイレも非常に厳しくなっております、水道のそういう施設もでございます。

先ほどご質問いただきましたように、今はテニスコートなどは、この前予算をお願いしまして砂を入れて、大村高校のテニス部は利用をいただいております。あとの施設の方が老朽化してまいりまして、ゲストハウスの方も耐震化ができていけませんので、そういうことも考えていかなければならないということで、全体的に数千万円掛かるということで話を申し上げたところです。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

費用が掛かるのは仕方がないと思うんですけれど、今回、第2期東彼杵町総合戦略の中で地域資

源を生かした交流イベントを展開しということがあるんですけど、この中にいこいの広場は入っていないのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

地域資源を活用したということは、グリーンツーリズムというような事業の設定でございます。町内にいろんな資源がございますので、茶畑だったり、海の景観だったり、当然、そういった中に細かく含んでいけばいこいの広場も町の1つの資産でございますので、今後の計画の中で1つの資源として組み込むことは想定できるものだと判断いたしております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

今のご答弁でいきますと、まだ老朽化した建物は使わなくて、使える部分だけでもいこいの広場を活かそうという考え方があるのかなと思うんですけど、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まだその先のことは決めていないのですが、今現に使っている所がございますから、お断りするということも駄目かなと思って、今使っているところは使いながら、将来的な構想を、ちょっと時間は掛かるとは思いますが、どのような利用をもっていくのか、役場内部、そして有識者の方の意見もお聞きしながら進めさせていただきたいと思っております。

ただ、今回予算に上げております地域おこし協力隊の、予算も上がっておりますので、この方は支えあいの地域づくりの方の、福祉の方でお願いをできないかなと思って予算を上げております。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

戻りますけれど、町長として、私が書いている地域おこし協力隊、2名と書いていますが、これについてはどのように考えられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今のところ、今度1名予算を上げさせていただいておりますが、今後のいこいの広場の活用の方を決めなければ、先に協力隊の募集ということは考えていなくて、今のところその構想の視野

に入っていないということでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

まだ検討中、構想が決まっていないということなんですけれど、どの程度の期間、閉園中を、未定なんでしょうけれど、今1年間で、令和2年度の予算で、いこいの広場の管理費という形で二百数十万円、確か上がっていると思うんですね。ですので、例えば3年4年とそのままにしていれば1000万円近く使うわけですね。収入が何も無いということだと思しますので。そこを最低限、1年以内とか半年以内とか、そういう形で区切ってしないと、要するに収入はなく、出ていくお金はどんどん増えていくという形になりますので、その点で町長的にはどの辺りを考えているか教えていただいてよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

期限がまだ厳しい状況で、1年2年ということはまだ言えませんけれど、ただ、地域の方の意見もございますから、他の方法で使うのか、そういう話もまだできていませんので、その辺が決まり次第、なるべく早く本当に手を打たなければいけないかなと思っております。例えば、売却するとか、他の利用される方をお願いするとか。そういう形にしかならないのかなと思っております。

ここを再度、森林公園みたいな使い方としては、私は無理ではないかと思えます。と言うのは、今までの利用人数は良くわからなかったんですが、ほとんど町内の利用者の方はいらっしやいませんでした。遊具を置いても、川棚町とか大村市とかそっちの方に。やはり距離が遠すぎるという意見がありまして、時々保育園の方のキャンプもやっておられましたけれど、最近はあっておりません。ですから、立山議員のおっしゃるような使い方もあるかと思いますが、今後、そう長くはなく判断をしていかなければならないかなと思っております。期限はまだちょっとお答えできませんけれど、そう長くはない時期にしないと、おっしゃるように200万円を10年使えば2000万円ですから。そういう感じでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

老朽化施設を解体なり建て替えなりすると4000万円ぐらい費用が掛かると、町長の方から話がありましたけれど、鹿児島市の南九州市にキャンプ場があるんですけど、そこは建物としては管理棟だけです。あとは炊事棟、炊事する場所が2か所ぐらいあるそうですけれど、あとはテントサイト、オートキャンプですので建物は無いという所です。インターネットで見ただけですから実際わかりませんが、お客さんは来ているということなんです。ですので、建物を改修しないと使えないと、キャンプ場として、ではないと思うんです。ですので、今のところ検討をされている段階だと思います。ですので、そういう所もありますよということで、開園に向けて、私としては、先ほど言いましたように支出がどんどん増えていきますので、どこで打ち切るかもあると思うんですけど、そういうことも早目に考えてやっていただきたいと思います。今後、そういうことも含

めて検討をお願いしたいと思います。

次に、旧千綿中学校活用の件でお尋ねします。今予定としては議案の方で見たんですけど、何年何月ぐらいに移転は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

令和2年度に諸々諸準備をしまして、令和3年9月からどうかなと計画をしております。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

令和3年9月、夏休み明けだと思いますけれど、4月ではなく9月という理由は何かあるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

教育長の答弁にもありましたように、2月に2回、千綿小の保護者の方との意見交換を行いました。その際、現千綿小学校に勤務されている先生方も意見交換に参加をされております。保護者並びに現在の千綿小の先生方の意見として、引越しとか準備かれこれについての期間を夏休みを利用しての方が非常に助かると、できればその方向で検討していただきたいというご要望を受けまして、そのように考えた次第でございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

わかりました。

現在の旧千綿中は、体育館の裏に建物があると思うんですけど、小学校が移転した場合、あそこの建物は使われるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

体育館の奥、グラウンド側にある建物については、従前、中学校の教育課程で技術棟ということ

で技術の教科に使用しておりました。今回、小学校課程でいきますと、そこまで必要ありませんし、また、その棟を使わない教室棟だけで小学校の現在所有する1学年から6学年までの普通教室並びに特別支援教室が収まってしまいます。現在については、特別な用途というのはまだ計画にはありません。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

使わないということであれば、千綿小の学童保育わくわくハウスが近くにありますが、長崎市もそうですけれど、小学校の敷地内に移動しないでも良いようにしているんですけど、学童保育として活用できるんでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

そういった町民の方の意見等も踏まえる必要もあろうかと思います。現在では、千綿小を移転した場合に、教育の行政財産ということになりますので、そこは議会に対しても方針が決まればお願いをする必要があるかと思いますが、方法としては使っていない建物については有効活用ということは積極的に検討していきたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

先ほども言いましたけれど、敷地内であったほうが子どもたちも安全安心と思いますので、そういうことができるのであれば早急に話し合いをしてもらって、地域の方、学童保育の方、他の各課と連携を取られて進めていただきたいと思います。

次、東彼杵中学校の校舎の件ですけれど、ここは統合後5年以内に旧彼杵中学校、旧千綿中学校の中間地点の土地と言いますか、場所を探して新設の中学校を建て替えるのが良いのではないかとというような提言書が出ていたと思うんですけど、教育委員会から。これは、この考え的にはまだ変わっていないのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう意見もございまして、ただ、将来の生徒数等も考慮しながら意見を聞かなければいけないので、そういう方向でいくということは答えられません。当然、東彼杵中学校に移転をして活動をされていますけれど、千綿の方の意見、彼杵の方の意見も十分聞かなければいけないし、保護者の方の意見も聞かなければいけないので、今から時間をかけて説明会等に回って皆さんのご意

見をお聞きして、最終的には、5年以内には決定をしなければいけない。当然、東彼杵中学校も校舎が古くなっておりますので、どういう方向でいくのか、新しく建てるのか、その辺を十分皆様のご意見を聞きながら決断を下させていただきたいと思います。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

決まっていないというか、私が聞きたかったのは、提言書として一昨年になりますけれど、出ていますので、この考えが変わっていないのか、まだ白紙、全くこれではなく白紙になっているのか。今の状態でいくと白紙なのかなと思いますので、提言書どおりではなく全く白紙になりましたという考え方でよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が白紙とかではなく、提言は、提言どおりすると公約には書きましたけれど、5年以内に話をしながら、5年以内に決めるということで私はそういう方向でいきました。中間に造るとか、造らないとかの方向では私はなかったんです。私が提言を受けたわけではない。新しい町長にまだ提言が来てなく、その前に提言が来ていますから。私が今度は新しく提言を受けて5年以内には話をしたいということですから、当然中間もあるだろうし、東彼杵中学校をそのまま改築するのか、千綿地区に造るのか、その辺も含めて協議をしたいということでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

確認なんですけれど、彼杵中と千綿中が統合して東彼杵中学校ですよね、約1年経っていますけれど、統合してから5年間の間には建て替えるなり、新しい中学校を造るなりした場合は、補助金と言いますか、助成金と言いますか国からあると聞いているんですけれど、5年で間違いないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が5年以内ということでしたのでそういう方向でいきたい。ただ、補助につきましては教育委員会の方から説明をさせます。教育長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

県の補助金担当部局に確認をしております。統合後6年以内であれば、当該統合にかかる補助金、交付金の交付の適用は受けられるということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

6年以内ですね。この6年以内というのは、確認なんですけれど、計画を立てるのは6年なのか、建ててしまうのが6年なのか、どちらでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

少なくとも補助金の交付決定は6年以内に貰う必要があると思います。ですから、実施設計、用地の確保の見込み、そういったものは、当然補助金の申請をする上で必要になりますので。着手した場合には補助金の制度として繰り越しということが制度として認められておりますので、若干延びても余裕はあると考えております。基本的な計画をもって補助金の申請をするのは6年以内ということで考えております。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

わかりました。

以前、統合する前に説明があったかなと思いますけれど、現在の東彼杵中学校を大規模改修した場合と、場所はわかりませんが新しく新校舎を作った場合の費用的なものはどのくらい、例えば、東彼杵中学校の場合は何億円で何億円補助があり、新しく造った場合は何億円掛かって何億円補助がありというのはわかりますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

まず既存の東彼杵中学校の校舎改築ですけれども、設計関係で1800万円、改修工事費で1億8000万円ということで、約2億円程度見込んでおります。補助率については3分の1が補助ということになります。

新しく建てる場合は、改築事業になりますけれど、場所をどこ限定したわけではなくて、学校

施設、運動場、プール、約 20,000 m<sup>2</sup>から 30,000 m<sup>2</sup>の平坦な敷地に造成と校舎並びに体育館等の建築をした場合に、全体で 18 億 5000 万円の試算をいたしております。この場合、統合関連になりますので、国庫の補助につきましては 2 分の 1 ということになります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

今聞いた中で、ものすごく差があるのかなと思いますので、町長として、今財源が無いという状況ですので、早めに決められた方が良いかなと思います。特にあと 5 年ですよね。6 年間という縛りがあるということですので、あと 5 年ですね。その間に着工しなければならないということですので、あと 2、3 年の間には決めなければならないのではないかと思います。今のところ地域の方の話を聞いているということですけど、例えば地域の方が割れた時、結果論ですのでわかりませんが、割れた時は最終的に町長が判断されなければならないと思うんですけど、町長として、もしそういう時は判断されるのですね。ということは考えていらっしゃいますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう時期が来たら、意見が割れた時は、やはり少しでも多い方に舵をきらなければいけないと思います。これはなぜかといえば、100 年議論をしても先に進まなければ絶対できませんので、これが民主主義の決まりかなと思っております。それは町長としてそこにいる人が当然舵をきるという、そういうことになります。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

わかりました。

それでは、次、旧大楠小学校の活用策の進捗状況でございますけれども、先ほど 2 月 28 日ということで話を聞きました。以前、契約書の案を貰っているんですけど、どこか変更点はありましたか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

契約の事務に関しましては税財政課の所管になりますが、その協議の中で変更ということについては聞いておりません。お示した内容の中での契約締結という準備を進めてきております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

契約は変わっていないということですね。契約には載っていないんですけど、地域の方の要望として宿泊とか自家用車での通学は避けてくださいという話を以前聞いていましたけれど、それについては話がついたというか大丈夫なのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

地域にいろんなご要望につきましては、全て事業者との了解の下、覚書という形で交わさせていただいております。自家用車の通行ということではなく、通行の安全について最大の配慮をとということで、いわゆるスクールバスか公共のバス等を使ってくださいというのが要望でございまして、それを事業者の方に説明をいたしまして、その旨了解を頂いているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

今、スクールバスか公共の交通機関ということでございましたが、できれば、スクールバスではなく JR バス。たぶん彼杵駅まで来られると思うんですよ、私が考えるには。いろんな所から来られると聞いていますので、1 か所からではなくて。できれば、彼杵駅から JR バスを活用していただいて、JR バスに東彼杵町は助成をしていますので、令和 2 年度からは 400 万円、去年までは 100 万円だったんですけど、300 万円増えているんですよ。ですので、できる限り JR バスを活用していただいて、この助成も減るのではないかと思いますので、その点を強く言ってもらいたいです。そういうことはできませんか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにこちらからお願いをしてみたいと思います。おっしゃるようになんかの金額の負担をせざるを得なくなっておりますので、そういう公共交通を利用するなら JR バスを是非利用して欲しいということで申し入れはしていきたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、2 番議員、立山裕次君の質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

次に、8 番議員、浦富男君の質問を許可します。8 番議員、浦富男君。

#### ○8 番（浦富男君）

初めての一般質問を行います。よろしくお願ひいたします。

1、国道 205 号線、彼杵新港入口付近から小音琴郷における問題点と対策について伺いたいと思います。

年々交通量の増加に伴い、交通事故及び災害時の通行止めの際に渋滞となり、彼杵、川棚間の通行ができない状態が毎年数回あります。この付近の経路については迂回路もなく、30 有余年前から国道整備を要望してきたが一部改善しかなされていない。この間の様々な問題点、対策についてどのように把握されているか伺います。

併せて、昨年 12 月に東彼杵道路建設促進決起大会で東彼杵道路（有料道路）の計画に 5 年、工事完了までに 20 年とのことでしたが、その後の経過はどのようになっているのか伺います。以上です。

#### ○議長（吉永秀俊君）

町長。

#### ○町長（岡田伊一郎君）

それでは、浦議員のご質問にお答えいたします。

確かに、ご質問があるように大変 205 号線は厳しい状況ではございます。この渋滞につきまして、沿線住民の皆さんの長年に亘る懸案事項であるということは十分に承知をいたしております。私も現地で立会いも行いましたのでわかっております。

そして、また議員ご指摘のとおり交通事故がたびたび発生することから警察や国交省とも毎年のように立会いをし、交通事故対策をお願いをしておりますが、ただ、JR と民家に挟まれているという地形的な理由から注意喚起を促す看板や路面表示の設置程度しか実施されていないのが確かに現状でございます。今後とも再三にわたるお願ひはしてまいりたいと思っておりますが、国交省、警察、かなりすぐにはできない状況ということで答えをいただいておりますが、粘り強く進めてまいりたいと思っております。

もう一点東彼杵道路についてでございますが、12 月の後でございますが、2 月 6 日に、県の平田副知事と建設促進期成会で国土交通省、財務省、県選出の国会議員のもとへ要望に行ってまいりました。その時に計画段階評価については国交省幹部のお話として、来年度予算が確保できるように年度末に向け頑張りたいということでございました。

事業の流れとしましては、計画段階評価の後に、都市計画環境影響評価などがあり、その後新規事業採択の評価を得て事業採択となります。ここまで、おっしゃるように 5 年程度要します。その後、工事着手となりますが、工事は予算次第ではありますが、10 年から 15 年程度要するものではないかと想定をされております。ですから、おっしゃるように計画段階評価に着手してから工事完了までに 20 年程度掛かると言われています。以上、登壇しての回答といたします。

#### ○議長（吉永秀俊君）

8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

この件に関しまして、町長からご返答いただきましたが、この内容について3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、30 有余年前から要望していたのは、歩道整備とか国道の拡張とかをお願いしていたのですが、現在なされているのが、右折経路は5か所ほどできています。音琴の交差点入口、彼杵新港入口、十八銀行入口付近、役場交差点の入口、道の駅の入口、34 号線と、この6か所です。この経路の右折回路は改善になったと思います。

それと、あと歩道が狭い所、1m以下の所、自転車も通れない所が数箇所あります。これだけでも町として要望できないのか、国土交通省などに交渉してもらえないか、その辺を伺います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この点につきましても、昔、子どもさんが音琴小学校に通って行かれる時に、確かに傘を差していても大型トラックが近くを通ると危ないとおっしゃって、随分お願いをしまいでしてまいっておりますけれど、なかなかこの工事に、採択になっておりません。ただ、おっしゃるように粘り強くお願いをしまいでしてまいりたいと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

その件についても今後ともよろしく要望をしていただきたいと思います。

先ほど、音琴小学校がある時分に、琴岡さんという議員をされた方がおられたのですが、もうどうしてもできないということで、地区の畑の歩道を整備して子どもたちが通える通学路を建設されたこともあります。そういうふうにも努力してもなかなかですね。

私がこれをお願いしたいというのは、最近交通量が多くなって、大音琴地区には信号機ができてだいぶ解消されたんですけど、小音琴地区や口木田地区の方は、特に右折する時などに朝、夕は出れない状態です。それで、ここには未だに信号機も付いていません。そういうことで今からそういう要望をしていきたいと思うんですけど、一住民や個人がいくら要望してもなかなか改善できません。町として今まで以上に協力をお願いしたいと思います。

次に、迂回路の件について今書いているんですけど、蔵本までは、蔵本線を通ると34号線に抜けて大村の方にも嬉野の方にも行けますけれど、川棚方面に行く方は、今のところ、通行止めとか災害の際には205号線1本で、蔵本から口木田に行く道路も整備されておりませんし、口木田から大音琴に行く道路も迂回路もありません。大音琴から小音琴に行く迂回路もありません。これはもう205号線1本ですから渋滞したらそれにはまるしかありませんので、もうどっちも行けない状態が数回あります。

そこで、町道、農道を利用した、少しでも良いから迂回路ができないか要望をしたいと思います。例えば、彼杵新港入口のちょっと先に、昔の町道西部(2)線という路線があるんですけど、ここも通れることは通れるんですけど、狭い所がありまして、狭い所を整備して迂回路にできないものなのか。

また、蔵本のトンネルの所から口木田の和田口という所まで行く狭い道があるんです。こういう所も整備の計画ができないか伺いたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、西部線（2）でございますけれど、下に海岸線に下りて行って国道に出るまで、その間の距離と一番危ないのは踏切の平面交差です、ちょっと狭い、旭生コンに出る所です。あの辺の危険性を解消できない限り、そっちに車を回されないのではないかなと。国道の代替としてはかなり厳しいものがございます。

それと、先ほどおっしゃいました蔵本2号線から入る蔵本9号線も山から入って行くのもあるんですが、そこも迂回をしても少しの距離しかかせげない。これはどうしても国道の代替としてはいくら整備しても厳しいのではないかと私は判断しております。そういうことで、代替路線をするなら東彼杵道路。どうしても事故で渋滞した時は西九州に回るほかしかないです。あとは、川棚まで抜けるとなりますと林道。その辺の利用しかないのかなと考えております。

今、東彼杵町単独として、町道を2車線で拡幅するということは、国道の代替としてはかなり厳しいということでございます。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

私がお願いしているのは、2車線にするのは難しいと思います。西部2号線については、今、踏み切りもJRの方が狭く、ぎりぎりしか通れませんので、これも何か線路を越えて国道に繋ぐ道路を作ってもらおうとか。

それと、2車線でなくても、住民の方が抜けれるような道だけでも良いと思うんです。と言うのは、住民の方が行くのにどこにも行けないということが多いものですから、そういうことができないかということで、今要望しているわけです。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、事故が起きたり渋滞した時は動けません。事故があった時は片側がつぶれて、何時間も待たなければいけないこともございました。ただ、おっしゃるように踏み切りの立体交差につきましては、地元負担金がものすごく出てくるんです。JRは、地元の要望ですから地元負担金でなければいけません。ですから、そういうことはちょっと厳しいです。2車線でなくても国道の代替ですから、そっちに車が流れ込んでくれば他所の知らない人も、そこにまた渋滞が発生してしまうのではないかなと思っております。今のところ、そっちの道の改良は考えられないということでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

それでは、先ほど言われた東彼杵道路を待つしかないわけなんですけれど、20年先ということですね。一緒のあれになりますけれど、東彼杵道路ができたと仮定して20年待っておかないといけないのか。その間は、20年間の間、何もできないのか。その辺も伺いたと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

国道の渋滞状況で、国土交通省もわかっておられると思います。ずっと前からそういった改良工事もお願いをしてきましたけれど、ランクがずっと下の方だとおっしゃって、なかなか採用に至らなかったということです。ただ、今度、東彼杵道路が少し浮かび上がってきたのは、有料道路で実施をするということで早くなったと聞いていますので、国道の改良は、どこも要望が多く、なかなかできていません。今度、西彼杵の方もそうですけれど、島原道路もそうです、着工されておりますので。そういう感じで、その事業に採択をされないとなかなか進めません。今その辺も改良では、ほとんど205号線は入っていないそうでございます。

ただ、申し上げますのは、IRの関係がございまして、205号線は陳情を続けておりますので、もっと早くできないのか、そういう東彼杵道路が。その辺に力を、傾注をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

その件で、今回東彼杵町がもしできたと仮定した場合、工事が5年から15年掛かるということです。要望ができるのであれば、川棚—東彼杵間の道路を優先的にしてもらえれば。川棚まで行ければ佐世保の方も波佐見の方も行けますし、彼杵から大村に行くのも高速もありますし、農道もあります、迂回路もたくさんありますね。嬉野方面に行くにしても高速もありますし、迂回路もずっと繋がりで行けば何とかして嬉野まで行けます。でも、彼杵から川棚は何かあった場合は行けませんので、その辺をできるのであれば農道整備でも何でも入れば、優先的に205号線の迂回路ということを考えて欲しいと思っております。

続きまして、結局そういう状況の中でこれからの自然災害などがあって、もし205号線が通れない場合の緊急の時の事故対策は、町の方で何か計画をされているのかを伺います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町では、国道の方はお願いをするしかございません。もし緊急の場合は、先ほどお話ししましたように波佐見に回って西九州道路を利用するしかないのかと、そっちの方にしか今のところ路線がございませんから。そういう感じで、お願いはしておりますけれど、なかなか工事がここに発注ができていません。しかし、こういう意見があったということは、国土交通省にも出向いて、長崎河川国道事務所もございましてお願いをしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

なぜ、こういう質問をしたかという、2年前に大雨の時に、東彼杵町にも避難勧告が出た時に、彼杵から音琴まで帰ろうと思ったんですけど、3時間以上掛かりました。その時は、下の道も知っているんだけど崩れて通れない、国道側も崖崩れで片側通行になっている状況でした。こういう事態が今から再三、もし大災害が起きた場合にどうなるのかなということを心配したのでこういう質問をしました。農道関係は整備されていますけれど、川棚―彼杵間の繋がりのできるようであれば、町の方でも率先してこの問題と重ねて進めて欲しいなと思っております。私の質問は以上です。どうもありがとうございました。

○議長（吉永秀俊君）

答弁はいいですか。

○——△——

はい。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、8番議員、浦富男君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後2時10分）

再開（午後2時19分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番議員、尾上庄次郎君の質問を許します。6番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

こんにちは、先に通告しておりました3点につき質問いたします。

1つ、彼杵川三根郷河岸公園の土砂堆積について。

この頃は30年に一度しか起こらないような異常な状態の台風が頻発して、記録的な大雨によって多くの土砂が堆積しております。この彼杵川も過言ではありません。

その1、彼杵小学校の校外授業での場所であるのか。

2つ目、県に対して土砂堆積の除去排出を要請できるのか、町でしなければならないのか。

2つ目が、高速道路入口、江頭バス停前カステラセンターより赤木線の拡幅について。

朝7時40分と書いておりますけれど、ここは訂正いたします。朝7時20分から7時45分頃は、赤木工場団地への通勤者が多く、また大村への通勤者が非常に多くなっております。彼杵小学校へ通う子供たちと丁度その頃と一緒にになりますので、その時間帯が極めて危ない状況であります。

その1、高速道路下は右側が通路であり、その下側は左側が広くてそちらの方に渡らなければならなくなっております。また、その下側は、カステラセンターまでの道側は側溝上を歩いている状況です。これで危なくないのか。

2つ目は、左側の雑木林があるのは個人の土地なのか。

3つ目、右側は高速道路があるが、高速道路の土地なのか。

3番目、町役場職員の早期退職につきまして。

2019年3月の定例議会において、教育委員会・町職員の早期退職が議論されたと思います。その状況を説明できる範囲でお願いいたします。

①岡田町長に就任されて現在までに職員の早期退職はありましたか。

②元町長の紙谷町長、池田町長時代に遡って、過去20年間における町職員の早期退職状況をお聞かせください。この3点につきましてよろしくお願いいたします。

#### ○議長（吉永秀俊君）

町長。

#### ○町長（岡田伊一郎君）

それでは尾上議員の質問にお答えいたします。

彼杵小学校の校外授業の場所であるのかというのは、そのとおりであります。

次に、県に対しての土砂堆積の除去が要請できるかということは、これは県営の河川でございますので、要請は当然できます。彼杵川の管理につきましては、県北振興局河川課の所管になります。当該箇所の土砂堆積につきまして、河川課も把握をされておりますが、治水管理上、特に土砂を撤去する必要がないとの判断から撤去されておられません。

次に、高速道路のことでございますけれど、まず①番目でございます

これは、議員ご指摘のとおり子どもたちは側溝の上を歩いて登校しており、必ずしも安全とはいきれないと思っております。これは赤木地区や町PTA連合会から、登校時に危険であるので何らかの対策をして欲しいとの要望があったことから、平成18年度に歩行者のスペースを確保するために、当時、蓋がかかっていた側溝に蓋を架けております。

また、翌年度には、雨の日に滑りやすいとのことから蓋に滑り止め舗装を施工しております。

2番目でございますけれども、左側の雑木林でございます。これは一部道路用地として買収しておりますが、ほとんどが民間の所有であります。

次に③についてでございます。これは、高速道路の土地と民間の土地があります。

次に、3番目の町役場職員の早期退職でございますけれど、私はまだ就任してから10か月ぐらいしかありませんので1人もいません。

平成11年から平成14年の4年間、池田町長時代は1人です。平成15年から平成22年の8年間、紙谷町長時代は5人です。平成23年から平成30年の8年間、渡邊町長時代に8人です。以上であります。

#### ○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

#### ○6番（尾上庄次郎君）

この彼杵川の河川につきましては、先ほど町長が言われましたように彼杵小学校の校外授業ということで、私も何回か見てまいりました。特にその上にある堰があるんですね、それから桜の公園もあるんですけど、特に堰の上にちょうどカーブになっているのですが、そこに何年間の豪雨の間に非常に泥が溜まって、おそらくもう一回来れば、もっと高くなり、完全に堰としての機能が失われてくるのではないかと考えております。

特に、私たち下三根地区で草刈り等を毎年 2、3 回は必ずしますので、そういった面でも早く、公園でもあるのでどうかしてくださいと言う声も多くなっております。おそらく、もう一回来ればかなりの土砂になりますので、今、完全に半分は土砂で埋まっております。是非とも、県の方になるのでしょうか、是非、そういった土砂を、公園の機能としてされるように、県に行かれた時には、口すっぱく言ってこないで、今まで質問された方たちも、検討しますということでは話にならないと思います。是非とも、公園とか、子どもたちの課外授業、魚の研究とか、こういった生物とか草とか、そういった形で小学校が勉強されておられますので、是非とも、周りを見ながら、特にそういった中では他から来る先生たちもおられると思うんですよ。そういった中で、是非、みつともないと思いますので、そういったことを心がけてやって欲しいと思います。

今のところ県に対しての報告はできないでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほどもお答えしましたように、県北振興局の河川課の所管ですが、当該箇所の土地の土砂堆積につきましては、河川課も把握をされています。把握はされていますが、先ほどもお答えいたしましたように、治水管理上特に土砂を撤去する必要が無いと県が判断をされています。町はお願いをしているのですが。ですから、除去されていないということでもあります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

特に、一昨年までは、かっぱまつりという川まつりも毎年しておられたんですけれど、今回からイベントがなくなってしまったわけなんですけれど、こういった形で少しでも交流人口を増やすためにも、特に桜の所は綺麗ですので、皆さんの朝、夕とかの散歩とか、そういったことをされるように、町でも本当に、何回も言うんですけれど、口すっぱくよろしくお願ひしたいと思います。

また、中には地域の方が、真ん中辺りに草が、萱とか硬い草がよく伸びていて、何人かの方がよく刈り取っておられます。やはり、経費も要るだろうし、一度見てもらって、課外授業、特に子どもたちが使わなかったら良いでしょうけれど、学校の子どもたちが使っておりますので、そういった形でお願ひしたいと思っております。そこの辺り、教育長、そういう課外授業があるということで、是非とも、課外授業があるということで、その場所を知っておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

いいですか、教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

今、尾上議員がおっしゃいましたように、現彼杵小学校の 4 年生が総合的な学習の時間に、ふるさと自慢彼杵川という活動名で、河川公園にて校外授業を実施をしております。例えば、今年の場合でしたら、今年度の場合は 5 月 14 日に川探検をして、9 月 13 日には川のいきもの調べや鮎の追い込み漁、9 月 27 日午前中には、町民課の環境衛生係の指導を受けながら水質調査とか、あるいは水生生物調査などを実施をしております。11 月には調べたことや感想などをまとめて、彼杵川パンフレットとして刊行してお客様などに配ったりしているようでございます。

確かに、私も何回か入ったことがあります。この河川公園のところでは土砂などの堆積が年々厚くなっている模様で、藻などがたいへん繁殖をいたしております。今、尾上議員からもありましたように橋ノ詰の人たちなどが、川まつりの時などは、手や鎌で藻を取ったりとかして、少し水深を深くしていただいたりなど協力をしていただいているところでございます。土砂堆積の除去ができれば、衛生面や環境面からもありがたいなと感じております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

先ほど教育長が言われましたように、学校で教材を使って、そういった教材の場所があるのですから、近くの上の堰、そこまでは是非やっていただきたいと思っております。

次に、2 つ目に入ります。高速道路入口、江頭バス停前のカステラセンターより赤木線の拡幅についてということで書いております。

特に、今大村に通う方たちが多いということで、あの町道を通っておられます。その中で、丁度子どもたちが7時20分から7時45分ぐらいの間に、7時20分から7時30分ぐらいに子どもたちが通る時が多いんですけれど、歩いて行っておられます。その中で、赤木地区は風光明媚な高台ということで、若干人口も増えてきているという声も聞いております。私も行って見ました。私も畑があるので通るのですけれど、朝早くは、今まで子どもたちと会ったことはなかったんですけれど、そういった中で人口が若干増えてきております。

その中で、特に高速道路の下のトンネルは、向って右側が歩道があるんです。その下が反対側に渡らなければならないということで、先ほど町長が説明されたように、平成18年度に側溝をされたということで、その側溝は、何もありません。側溝の上から道路ですから、特に危ないということで、地域の方も一緒に会って話をしました。是非とも、あそこだけは、民間の雑木林があるということで説明を受けたんですけれど、今まで持っておられる方に買い取りないし譲ってくれという質問をされたことはありますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

町道赤木幹線につきましては、改良計画がございまして、高速のボックスカルバートの60mについては平成13年度から平成14年度にかけて事業をしております。その後、用地の関係で事業がストップしておりましたけれど、路線の見直しをしまして、平成26年度に全部の用地を買うことができっております。しかしながら、工事費用が大体1億円程度掛かるということで、なかなか事業に着手できていない状況でございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

今1億円という話がありましたけれど、両方とも含めての、個人の土地と高速道路の土地を含めての改良工事ですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

先ほど町長が申しましたように、一部道路用地として雑木林の方を買っておりますし、高速道路側の方にも用地を求めておりますので、両側に亘って広がる計画でございます。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

そうしたら、今の予定としては何年後ぐらいの、金額が出ているということで予定としての考え方はあるのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

建設課といたしましては、社会資本整備交付金という事業があるんですけど、今、大野原高原線と中尾本線の事業をしております。その事業を活用して事業をしようと思っておりますけれども、長崎県と相談をしております、どちらかの事業が終わらないと3本目の路線はちょっとできないということでございますので、中尾本線、若しくは大野原高原線が終わらないと社会資本整備交付金では着手できないということになっております。両方とも終わりが、いつ終わるということがわかっておりませんので、いつから取りかかるというのは、この場では言えない状況でございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

私も初めて今、そういった予算は出ているということで、いつになるかわからないと。本当に、県などいろいろなところに陳情されて、いった補助金も使われて、早急にされるようお願いするとともに、先般地域の人たちと会って、一緒に場所を見ながら話をした時に、非常に危ないから、下手するとバスを回してくださいと。特に川内地区や他の地区はバスが回っているんですけど、

赤木の上からは子どもの足で 50 分ぐらい掛かるということで、路線バスを時間をずらしてでも少し回してくださいと、そこまでまずして欲しいということをおられました。できなければ署名でも集めて、した方がよいのではないかという話もありました。

特に今回私が質問をしたのは、丁度、子どもたちも大分世話になっておりましたので、どうしても子どもたちの歩道とかそういったところに力を入れてやっていきたいと、思いで今回こういった質問をさせていただきました。是非とも、先ほどの赤木路線につきましては、中尾線などが終わり次第、早急に、1 番手、2 番手に項目をあげていただいて、県などに行った時にこういう心配事があるとってもらって着手して欲しいと思います。

次に、3 番目の町役場職員の早期退職についてということで質問をいたします。

特に、岡田町長が就任されて現在までに職員の早期退職はありましたかということで聞いたんですけど、今のところはいませんということでありました。特に、この地域によっては役場の職員さんは、自分の家から通って、彼杵はいろんな企業もないし、大村とか長崎とか、結構外に働きに行っておられる方が多いと思っております。その中で、私たち町民として、この役場というのは非常に大きな雇用の場でもあると思っております。先だって議員から質問がありましたように、職を求める、募集要項でも早くいろんな方法を使って皆さんに知らせていかなければいけないという発言もされております。その中で、私たち町民が考える役場職員としてのイメージは、給料にも恵まれ、また、有給休暇もあり退職金や年金などもあり、私たち町民からすれば本当に勇ましい限りです。

ところで、岡田町長に伺います。そのような好条件の役場勤務を早期に退職されておりますが、その退職の理由は何だったのかお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

町長、答弁良いですか。

○町長（岡田伊一郎君）

それは、先ほど申しましたように一身上の都合であります。私が詳しく説明すれば良いですけど、個人的なことになりますので説明はできませんけれど、これだけの数が、渡邊町長時代にも 8 人いらっしゃると思います。紙谷町長時代にも 5 人、私は、紙谷町長時代です。池田町長の時も 1 人。これはほとんど自分の人生設計を決めて、次のステップに行く手段で辞められる方もいらっしゃいます。ですから、個々の理由は、こういう議会の立場で発言することは私は差し控えたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

先般、ここに全国の町村長随想ということで一筆書いておられます。その中で、議員を約 3 期されて、その前議会事務局をされておりましたということで、その時に監査事務局も兼務しておられたということで、随想の中に書いておられます。丁度その時に、何かいろいろ議会の中であったと思うんですけど、百条委員会とか住民監査請求とか、そういった問題が発生したと聞いております。ここにも文章として書いてあります。丁度その時に、その時の様子をできる範囲で説明をお願いできないでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 48 分）

再 開（午後 2 時 50 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

今のことにつきまして、私は納得いきません。是非とも、私がここでなぜ挙げたかというところから投書を受けました。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 51 分）

再 開（午後 2 時 52 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

質問内容を変えて一般質問を続けてください。よろしく申し上げます。 6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

そうしたら、特に、こういった新町長になられて 1 年ぐらい経つんですけど、こういった疑惑は、まだ払拭していないと私も思っております。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 53 分）

再 開（午後 2 時 54 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、6 番議員、尾上庄次郎君の質問を終わります。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 55 分）

再 開（午後 3 時 03 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

次に、1 番議員、林田二三君の質問を許します。1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

こんにちは。通告しましたとおり 2 つの質問をさせていただきます。

1、農薬危害防止運動についてとその周知について。

我が国は温暖湿潤気候であることから、高温だと雑草が生えやすいので除草剤、多湿だと害虫が発生しやすいので殺虫剤が使われることが多いのが現状です。様々な作物の品種やタイミング、場所等でも農薬の散布方法や回数は変わります。

多くの農薬は人工的に合成された物質であるため、農薬の使用に対して様々な不安を抱えている人は少なくありません。

毎年、田植えの時期になると保育園や学校関係者、住宅住民から、無人ヘリによる農薬空中散布について健康被害や環境被害の不安の声を聴くことが多く、実際トラブルも毎年起きているようです。

私はこの町に住む全ての方々に、地域へ関心を持っていただき、安心して暮らしていただくにはどのようにしたらいいか、意見を出し合い考えたいと常々思っております。決して少なくない不安の声を丁寧に拾い、様々な立場の方が歩み寄ったより良い町づくりを目指したく、今回の質問をさせていただきます。

(1) 毎年、5 月頃に農薬危害防止運動実施についての通知が、農林水産省、厚生労働省、環境省と共同で通知がありますが、要綱も含め内容を把握されていますか。

(2) 農薬危害防止運動要綱では、空中散布等の実施区域及び実施区域周辺にある学校や保育所、また、通学路、病院、住居等に対し事前周知を図り、散布の時間帯に最大限に配慮することとされています。本町では、どのような方法で、どのような内容の散布情報を知らせているか把握していますか。

(3) ここ数年の無人ヘリコプター空中散布を実施した場所や件数を把握していますか。また、主に使われている農薬は何か、農薬による事故や生態系への影響等へのリスク、配慮を使用者と共有し、影響低減のため連携を取っていますか。

(4) 農薬の大きな役目は、殺虫効果、殺菌効果、除草効果です。

農業においても高齢化がどんどん進み、後継者等の人手不足は全国的にも深刻な問題です。これ以上農業従事者の負担を増やすことは決して簡単なことではなく、農薬を否定したところで現時点

の問題は解決できません。

私たちは何かを否定し排除していくのではなく、誰かの困りごとを他人事にせず、未来へこの町の残したいものや土地を繋げていくため、住民参画で意見交換をする場が必要なのではないかと私は考えます。

町としてこのような現状の課題にどう向き合い対応していくのか、今後の姿勢をお聞かせください。

2、災害時の要援護者への対応と福祉避難所について。

2011年東日本大震災から明日で9年が経とうとしています。被災されて今も尚苦しんでいらっしゃる方が多くいらっしゃると思います。心からお見舞い申し上げます。

昨今、いつ発生するかわからない災害がこの辺りでも続いています。東日本大震災では、障害者の死亡率が住民全体の死亡率の約2倍となり、障害者が消えたと支援者が口を揃えて言っていたほどの状況だったそうです。地震や津波での被害だけではなく、障害者や避難生活を困難とする方へ配慮された避難所がない、そもそも移動が困難、避難先での生活を考えると半壊の自宅に戻った方がまし、等の理由で避難を諦めた多くの方が支援の輪から取り残されました。

2016年熊本地震でも同様、多くの障害者や高齢者が必要な支援を受けられず孤立しました。私たちはもう二度とこのようなことを繰り返さないよう、この経験を活かし災害弱者を取り巻く多くの課題に向き合い、減災、防災、備えを徹底しなければいけません。

(1) 本町では、緊急時の情報をいち早く受け取ることが困難な障害者や高齢者に対し、どのような方法で情報を流すようになっていますか。また、情報が受け取れる状況なのか確認はされていますか。

(2) 福祉避難所は災害時にどのような配慮がされていますか。また、場所は住民全体へ周知されていますか。

(3) 災害等の緊急時における個人情報の取り扱いについて、命を守ることを第一に迅速な対応が必要になるとありますが、個人情報の開示についてはどのようにお考えですか。

(4) 命を守ることは特に最優先で対応してほしいことです。大事なのは当事者の生の声を聞くことではないでしょうか。今後、様々な立場の方から意見をいただけるよう普段から当事者の方にも会議等に参加してもらい、住民参画での、本当に必要な災害対策、計画を立てることはできないでしょうか。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、林田議員の質問にお答えをいたします。

まず、第1点の農薬危害防止運動のことでございますが、要綱について把握をしているかでございますが、内容については把握をしています。

農薬危害防止運動は、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取り扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬の不適切な取り扱いや、それに伴う事故等を未然に防止することを目的に長崎県が主催しているもの

で、区市町会、区町村会、農協中央会、全農など全部で10の関係機関団体が後援し、毎年6月1日から8月31日までの3か月間実施をされています。実施事項の中で、農薬による事故を防止するための指導や適正使用についての指導等が規定されているところでございます。

次に、2つ目の本町ではどのような方法で、散布情報を知らせているか、把握しているかということですが、町内には彼杵地区と千綿地区、それぞれ作業受託組織である無人ヘリの利用組合があり、防除を実施する際は、各ヘリ組合からヘリ防除を申し込んだ農家に対してヘリ防除実施の案内が、彼杵地区では郵送で届けられておりますし、千綿地区では役員さんが口頭でなされています。その際、防除の際の圃場周辺住宅、住民への連絡については、各農家の責任で周知をすることとされています。各農家がどのような方法で、どのような内容の散布情報を知らせているかについては十分把握はしておりません。ただ、JAにお尋ねをしたところ、口頭、あるいは不在差し置きメモ、NBCデータ放送、茶子ちゃんねる等で周知を図っているとのことでした。

次に、3つ目のここ数年の実施した場所や件数についてでございますが、実施された場所や件数、主に使われた農薬については、役場への届出義務はなく把握しておりません。ですが、確認をいたしましたところ、ここ数年多少の増減はあるが、約210ha、570戸の農家がヘリ防除を利用されているとのことでした。場所はほぼ町内全域に亘っており、令和元年水稲作付面積で見ますと、約73%の割合となっているようでございます。また、ヘリ防除で使用する農薬につきましては、県央農協管内で統一をされており、農薬取締法に基づき登録された農薬が使用されています。

次に、使用者と共有し影響低減のため連携を取っているかについてでございますが、県が主催する農薬危害防止運動は、区市町会、区町村会、JA全農、県医師会、県薬剤師会、県医薬品登録販売者協会、県農業会議、県農薬販売協同組合、県農薬小売商組合が後援し勧めている運動でもあり、正にこの運動を推進することそのものが使用者と共有した影響低減のための連携であると思っております。しかしながら、これまでの農協側の広報に頼ってしまい、町広報紙やホームページを活用した周知徹底をしていなかったのも事実であり、反省するところでございます。次年度以降、この運動の確実な取り組みに努めたいと思っております。

4番目でございます。町としてこのような現状の課題にどう向き合うのかということでございます。農地の大部分を中山間地帯で占める本町におきましては、農業従事者の高齢化は加速度的に進行し、更に後継者不足は極めて深刻な状況で、耕作放棄地は今後ますます増大することは考えられます。議員がおっしゃるとおり、これ以上農業従事者の負担を増やすことは難しく、高齢化や労働力不足で困っている水稲栽培農家にとっては、労力面で大きく貢献し、耕作放棄地の防止や多面的機能の維持に大きく役立っていると考えています。

農薬については、農薬取締法という法律があり、この法に基づいた適正な農薬の使用であれば、なんら問題ないものと考えております。しかしながら、一方で全国的には農薬被害が報告されていることも事実であり、このような危害防止運動が実施されているということでもあります。農薬被害はあってはならないことです。農薬の使用にあたっては、農薬取締法を守り適正な使用を遵守することで、農家、非農家が理解し合って共存共栄していくことが必要だと考えております。未来へこの町の残したい者や土地を繋げていくという思いは、現代に生きる者の使命であると私も思っています。そのためにも、様々な事案に対して意見交換や議論を通して、様々な課題解決を図っていくという姿勢であります。

次に、災害時の要支援者の対応でございますけれども、防災情報提供システムを整備し、スマートフォンへの通知や、高齢者の方々などスマートフォンをお持ちでない方は、戸別受信機を無償貸与しております。聴覚障害の方にはタブレットの貸与もあります。東彼杵町地域防災計画では、防災情報提供システムの他に、避難行動要支援者に対する避難準備、高齢者避難開始の伝達として、区長さんを通じて避難行動支援者及び避難支援等関係者へ直接伝達をするとし、その伝達方法は、電話やメール等を活用するほか、緊急の場合や適切な情報手段がない場合は避難支援関係者が要支援者宅を直接訪問し伝達するものとしております。

避難支援関係者となる警察、消防、自治会、民生委員などが協力をいたしまして、避難情報の伝達を行うほか、福祉部局では、民生委員の見守り活動により平素における個別の状況把握に努めているところでございます。

次に、福祉避難所は災害時にどのような配慮をされているかでございますが、福祉避難所は保健センター内に社会福祉協議会と障害者支援施設コスモス苑に福祉避難所を指定しています。一般の避難所を開設した上で、一般の避難所では生活が困難と判断された高齢者や障害者の方などを要介助者として福祉避難所で受け入れをいたします。車椅子や介護ベッド、おむつや見守りなど、介護や障害などそれぞれの状態に応じた配慮が必要になるものと思っております。

福祉避難所を含む避難所の指定は、ホームページや広報で周知をいたしております。福祉避難所を開設した際に、防災情報システムやデータ放送などでお知らせをしております。

次に、3番目でございます。災害時の緊急時における個人情報の取り扱いについてでございますが、これにつきましては、災害対策基本法に基づき災害発生、又は発生の恐れが生じた場合は、本人の同意の有無に関わらず避難支援を必要とする情報を避難支援関係者等に提供することができます。平時の場合には、個人情報の開示について同意を得ている人についてのみ可能として取り扱いを行います。

次に、4番目の命を守ることの最優先で対応ということでございますが、町では、障害者や高齢者など避難行動の支援を必要とする対象者の名簿を作成し、個人ごとの支援計画作成を進めています。計画作成を進める上で、当事者となる避難支援者や支援に当たる人など様々な意見を聞き、避難対策や災害対策へ反映させていくよう努めたいと考えております。以上、登壇しての答弁を終わります。

## ○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

## ○1番（林田二三君）

まず、大きな1番の(1)農薬危害防止運動実施についての通知、要綱も含め中身もしっかりと把握していただいているということで安心しました。

その中身には、私は、今回水稻栽培に絞ってお話をさせていただいておりますけれども、この農薬危害防止運動そのものは、1年通じて、この時期はしなくて良いとかそういうことはなく、1年通じてこれは行って欲しいという運動ですので、ただ、稲作の時期に特にということでこの時期3か月の期限を決めて啓発運動だったりを国と県がやっているということです。中身をいろいろ見ていると、かなり、農薬に関して詳しくないと難しい内容になっています。

実際このへり防除をされる方、農家さんと農家さんが依頼した事業所、委託した先の方も詳しい

方のはずですので、その中で決まりを守ってやったださっていると思っております。

過去に、この事前周知に関してですが、この要綱の中身にも書いてあるように、これは口頭とかではなく、ちゃんといつ誰が何を使って散布しますというような記載をして欲しいというような内容も書かれていると思います。私の知る限りでは、トラブルを何年か見てきた中で、そういった周知はありませんでした。そこで、私は、住民の方々がトラブルを起こしているそのこと自体を町がわかっているのかということを知りたいです。お答えいただけますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、以前私もお聞きをしたことがあります、こども園とか小さな子どもがいらっしゃる時にです。ですから、子どもの洗濯物とか干している時には止めて欲しいという意見も聞きましたし、できれば休みの日、子どもさんが登園しない日になどと聞いておりますので、ただ、町としては全てを把握しておりませんでした。今後は、そういう話があれば、JAさんにもお願いをして、各農家さんとも協議をしながら進めさせていただければと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

決して、トラブルの原因が農薬を使うなということではなく、こちらの農薬を使う側とそうでない側のコミュニケーション不足が原因かと私は感じております。なので、どういったやり方で周知をしているかということは何となく大事なところになってくると思いますので、今後は、町の方にも入っていただいて、これは JAさんにお任せしていたということですが、JAさんも何らかの形で周知をしなければいけないということで困っていらっしゃる部分もありましたので、以前はオフトークを使っていたけれども今はどうなっているかわからないと、私がお聞きしたところはそういうふうにお答えしていただいたんですけど、先ほどの答弁では、データ放送だったり、茶子ちゃんねるで周知をされているとお答えいただいたんですが、それは本当でしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それはやっていると思います。特に彼杵地区は、各家に郵送でも通知をしているということでしたので、そういう感じでございますし、ヘリを使われる方も、結構気象条件などにも配慮をしておられます。ですから、今後もそういう共存共栄というのはしていかなければいけないと、先ほども言いましたように農家の方も高齢化になって、昔のようにミストを自分で使ってするというのは、かなり厳しくなってきました、後継者もいませんし。だから、使えるものは使って危害が及ばないような方法を取りたいと思っております。このデータ放送や茶子ちゃんねる、あるいは不在者への置きメモといいます何日から何日まで行いますよというお知らせを是非徹底していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番 (林田二三君)

本当にそうだと思います。郵送だったり不在の所に入れるということは大事ですけど、農家さんからしてみると、今日予定していたものが、風がちょっと強かったりだとか気候が今日ではない方が良いという時もあると思うので、そういう急展開というか、予定していたことが変わるということに対しても、是非、対応していただけたら、そこら辺が円滑に進むのかなと思っています。

それから、この農薬の使用量や使用回数が減ってきたというふうにも前向きなお話も頂いたんですけど、実際、私はこの県央で指定されている農薬を調べました。回数や量はもちろん大事なんですけど、何を使っているかという中身のこともしっかり勉強したいと、この農家さんだけではなく、自分の子どもが行っている保育園の周り、学校の周り、自分の家の周りの農家さんが何をいつ撒かれるのかがちゃんとみんなわかっているというか、情報が共有できるような状態であって欲しいと願っています。そのことが結局のところ、環境問題にだったりいろんなことにも繋がっていくことだと思いますので。また、農業をされている農家さんのご苦勞、労力も若い私たちも考えていかなければいけないというところにも視点が向くかと思っています。そういったことも全て共有して、今まで何もなかったから何も言わなくても良いという空気感を、私は是非、これをきっかけに変えていただきたいと思っています。その辺はいかがですか。

○議長 (吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

農薬の内容につきましては、1回目、2回目、3回目と調べておりますので、詳しくは農林水産課長の方から説明させます。農林水産課長。

○議長 (吉永秀俊君)

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長 (高月淳一郎君)

まず農薬につきましては、これは個別の商品名になりますので、散布された時期と回数を申し上げたいと思います。

昨年、1回目が7月25日から8月1日までの期間、第2回目が8月22日から29日まで、3回目が9月10日から17日までの期間。この3回について実施をされております。

もう一点、農薬の使用回数とか希釈倍数とかにつきましては、農薬取締法という法律がございます。その中で農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令というものがございます。それをもし守らなかったら3年以下の懲役、又は100万円以下の罰金ということで、それについては非常に厳しい法律がございます。そこについては、十分担当される農協の方、使用される農家の方、農家の方がどこまでご存知かわかりませんが、十分わかった上で案内がされているかと存じております。以上でございます。

○議長 (吉永秀俊君)

1番議員、林田二三君。

○1 番 (林田二三君)

ありがとうございます。農家の方がどこまでわかっているかということが一番私が気になっているところなんです。なので、JAの方としっかりと内容のことも共有してどういった危険性があるという

ところも、私が暦表をいただいて調べてというだけでも内容はわかりますので、そういった勉強会ということもやって欲しいと思っております。県の方からも毎年7か所で講習会があっていると思います。東彼杵郡ではないんですけど、東彼杵郡からだったら、大村市か佐世保市かになるんですけど、そこへ是非行って欲しいという声かけだったりとか、できる限りのことはやって欲しいと思います。その辺どうでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

安全講習会は、おっしゃるように県下7か所で行われていると思います。東彼杵郡では確かにされていません。長崎市の琴海、諫早市、島原市、それから佐世保市の相浦、五島市、壱岐市、対馬市、これだけでございますので、今後、県と協議をしながら、もし大村市とか近くでできるようになれば今後検討させていただきたいと思います。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

是非お願いします。

先月の2月19日に日経新聞、見られた方はいらっしゃるかもしれませんが、そちらで、見出しが、農薬規制、日本も追随、生態系配慮、欧米で厳しくという見出しで新聞が出ていました。このことは、来年度4月に農薬規制が日本でも始まるという内容の記事でした。これからは、昆虫や生態系に影響を与えかねない農薬の規制が世界で厳しくなっているんですけど、日本も4月から新しく登録される分の農薬に限り厳しくなりますよということだそうです。これまでである農薬、600種ぐらいあるようですが、その農薬も随時、順に来年ぐらいから再評価をして厳しいものにするということでした。

そういうことも含めて東彼杵町で使われている殺虫剤とか、そういった内容も実のところ、この日経新聞にも書かれているネオニコチノイド系のものの中にはありましたので、その農薬の危険性というものがどういったものかということも、是非、私たちが住んでいる町のことでありますので皆さんに知っていただきたいなと思っております。

決して、この農薬をだから使わないでくれという極端なお話ではないんですけど、私も以前農業をやっておりましたので、とてもわかる部分もあります。農業就業人口の減少が進んでいて、いろんな策を打っているところだと思うんですけど、実際、人口減少に歯止めが掛からないという状態で、それに加えて就農者の高齢化は進んでいく状況にあり、日本の農業の未来を取り巻く現状はどうなっているのかということに私たちは向き合わなければいけないというふうに、是非、住民の方とも共有していきたい、そこら辺のことを共有していきたいと思っております。

現代人が米を食べなくなったと言われてるので、東彼杵町は棚田も多く、米をたくさん作っていらっしゃるんで、今度から学校給食などにも使っていくと思いますが、本当に米以外の食材も、本当に豊かな食材がこの町にはあるので、積極的に給食で使っていただいて、子どもたちから親に向けて意識改革というか認識をしていってもら。この町に興味とか関心を寄せていただくというところを、是非、町の行政には何らかの形で周知活動とか、皆さんと向き合って勉強でき

るような場を作っていたらいいと思います。

次にいきます。2番の1、緊急時の情報をいち早く受け取ることが困難な障害者や高齢者に対し、どのような方法で情報を流すようになっていきますかということで、戸別受信機あるいはタブレット端末と答弁いただきましたが、その後それを貸し出しているという事実を、本当に必要な方をどれ程ご存知なのかと感じています。そこら辺の確認というか、十分お知らせができていますかということはどう思われていますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、全てこれで伝わっているとは考えていません。そのような時に、先ほど申しましたように民生委員さんとか自治会にお願いをして回って確認をしてもらおう。そして、小さなハンデも、ここは独居老人の方だ、身体に故障を持っておられるとか確認をしながら進めていきたいと思っております。林田議員がおっしゃるように、全てこれで伝わるかはちょっと無理だなと思っております。今後そういうことも実行に移していかなければいけないと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

先ほどおっしゃられた区長さんや民生委員さんのお力をお借りして周知、連絡を取り合ったりということを緊急時にやっていただくということは、これまでもやってきたことですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

たぶん、これまでもやってきたと思いますが、一番、これが見直されたのは、広島のと砂災害の時にどうしても近くにいない人でないとなかなか救助ができない、声もかけられない、電話も通じない、雨音もひどくなれば、どうしても近くの人でしていただければならないと思っております。ある地区では、自治会で自治会の中の班みたいな活動もされている、要綱要領も作って自分たちでされているところもございます。今後はそのような方法も、全地域にひな型を頂いて、そこで避難行動訓練もしてもらえないかなと考えております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

他の事例を調べて私たちにもできることがきっとあると思うのでやっていきたいと思っております。

次に、2番、災害時の福祉避難所ではどのような配慮がされているかという質問に対して、2か所の福祉避難所で、それなりの配慮はできるという答弁だったと思います。その時は、個別にカーテンとか間切りとか可能なんでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

避難施設についても別に部屋を設けるということも検討をしなければならないと思っております。備蓄的には、テント型のパーテーションとか、間仕切り、こういったものも用意しておりますし、簡易ベッド等、車椅子、ベビーベッド、こういったものを用意しておりますので、その状況に合わせて要配慮者に支援をしたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

ありがとうございます。

ある一部の障害をお持ちの方はこのようなことを知らない方もいらっしゃるの、安心して良いですよということを町の方からも教えていただきたい。それは広報だったりということで周知されているかもしれませんが、これまでも。私の目にも、なかなか、そういうものが特に目立ってあったわけではないかなというふうにも感じていますので、とにかく必要な人にそういった情報がちゃんといつているかということについて意識して周知をしていただきたいと願っています。わかりました。ありがとうございます。

4 番、今後は当事者の方にも参画していただきたいというふうに私は思っていることをお伝えしましたけれど、今、順次回って下さっている時に、個別で情報を収集しながらもそこで意見を取っていくという答弁だったと思います。是非、町づくりとしても何か参画して、本当に必要な方に私たちのこれからの防災計画とか、想像だけでやっている部分がもしかしたらあるのかもしれないので、是非、当事者の方に確認しながら、一緒に参画していただきたいと思っています。

この災害時の時の話で、私、先月ある映画を観てきて、この話を是非皆さんの前でさせていただきたいと思って、今回、一般質問をさせていただきました。その映画は星に語りてという 3.11 の時のドキュメンタリー映画です。これを見て、私は、是非この町で、町の人皆さんと一緒に観て、3.11 の時の反省を、その時にたくさん被害に遭われた方々のお話でしたので、それを観て皆さんで平時からいろいろ想像ができるような状況になると良いなと感じています。

この星に語りてというものは、全国の共同作業場連絡会という障害者施設の方々の組織で、これは 40 周年の記念で企画されて今年上映されているものだそうです。今年は長崎県でこの映画をたくさんの人に観てもらいたいということで声掛けをされているそうなので、是非、東彼杵町でもやっていただきたいとこれを観た私が思っています。

そういった、こういう映画が一番皆さんの目から耳から入った情報として生きていくかと思っております。こういった周知、啓発運動ということをやろうというおつもりはありますでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、そういう映画、目で見ると、体験談とかというものが一番良いと思いますので、今後、教育委員会と協議をしながら、もし林田議員がそのパンフレットを見せていただいで、こちらで上映の可能性ができるのかどうか検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

とても良い映画なのに私が上手く話せていないということがよくわかります。これはパンフレットを持っていますので、是非、私の方から出向かせていただきますので内容を見てください。よろしくお願ひいたします。以上で私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、1 番議員、林田二三君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後 3 時 49 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉 永 秀 俊

署名議員 橋 村 孝 彦

署名議員 森 敏 則